

埼玉県建築基準法施行条例

昭和三十五年八月五日
条例第三十七号

改正	昭和三十九年 九月二九日条例第九〇号	昭和四十六年 六月 七日条例第四八号
	昭和五十三年 七月 七日条例第三九号	昭和六十一年 三月二六日条例第二八号
	昭和六十二年 十一月一〇日条例第四七号	平成 五年 三月三〇日条例第二〇号
	平成 七年 三月二〇日条例第二三三号	平成 八年 一月一八日条例第四〇号
	平成一十二年 十二月二六日条例第八三三号	平成一三年 一月 五日条例第一号
	平成一四年 十二月二四日条例第八六号	平成一五年 七月一五日条例第七三三号
	平成一七年 七月一二日条例第八六号	平成一七年 一月一八日条例第九七号
	平成一八年 七月一一日条例第五一号	平成一九年 一月三〇日条例第二一号
	平成一九年 三月一三日条例第二九号	平成二〇年 三月二五日条例第二五号
	平成二〇年 七月 八日条例第四二二号	平成二四年 一月一六日条例第五二二号
	平成二七年 五月二九日条例第三七七号	平成二七年 七月一四日条例第四八八号
	平成二八年 五月二〇日条例第四一四号	平成二八年 一月一八日条例第四八八号

埼玉県建築基準法施行条例をここに公布する。
埼玉県建築基準法施行条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第二条の三)
- 第二章 敷地と道路との関係(第三条—第五条)
- 第三章 かけ(第六条)
- 第四章 防災構造(第七条・第八条)
- 第四章の二 日影による高さの制限(第八条の二)
- 第五章 特殊建築物
 - 第一節 通則(第九条—第十二条)
 - 第二節 学校(第十三条—第十五条)
 - 第三節 共同住宅及び寄宿舎(第十六条—第二十四条)
 - 第四節 物品販売業を営む店舗(第二十五条—第二十九条)
 - 第五節 車庫等(第三十条—第三十六条)
 - 第六節 旅館等(第三十七条・第三十八条)
 - 第七節 削除
 - 第八節 興行場等(第四十三条の二—第五十六条)
 - 第九節 避難上の安全の検証(第五十六条の二)
- 第五章の二 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限(第五十六条の二の二—第五十六条の十二)
- 第六章 罰則(第五十七条・第五十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限、法第四十三条第二項の規定に基づく敷地等と道路との関係についての制限、法第五十六条の二第一項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間等並び

に法第六十八条の九第一項の規定に基づく建築物の敷地又は構造に関する制限については、この条例の定めるところによる。

一部改正〔昭和五三年条例三九号・平成八年四〇号・一五年七三号・一七年九七号〕

(適用の除外)

第二条 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域(第五十六条の二の二第一項各号に掲げる区域を除く。)内においては、第三条から第五条まで、第十条、第十七条、第二十五条、第三十条、第四十四条及び第四十八条第三項の規定は、適用しない。

2 市町村が法第四十条及び第四十三条第二項の規定に基づき制定する条例(次項において「市町村条例」という。)の規定が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則の定めるところにより、第二章から第四章まで及び第五章の規定は、当該市町村の区域内においては、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の市町村の区域内に存する法第三条第二項の規定により市町村条例の規定が適用されない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、第二章から第四章まで及び第五章の規定のうち市町村条例の当該規定に相当する規定を適用する。

一部改正〔昭和四六年条例四八号・平成七年二三号・八年四〇号・一二年八三号・一五年七三号・二四年五二号〕

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第二条の二 法第八十六条第一項若しくは第二項若しくは第八十六条の二第一項の規定による認定又は法第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対する第三条から第五条まで、第十条、第十七条、第二十五条、第三十条、第三十一条、第四十四条及び第四十八条第三項の規定の適用については、当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

追加〔平成一二年条例八三号〕、一部改正〔平成一四年条例八六号・一七年九七号・二〇年四二号〕

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

第二条の三 第五条、第十五条、第四十五条第二項及び第五十五条の適用において、法第八十六条の四第一項の規定により耐火建築物とみなされた建築物は耐火建築物と、準耐火建築物とみなされた建築物は準耐火建築物とみなす。

追加〔平成一二年条例八三号〕、一部改正〔平成一七年条例九七号〕

第二章 敷地と道路との関係

(路地状敷地)

第三条 建築物の敷地が路地状部分のみによつて道路(都市計画区域及び準都市計画区域内においては法第四十三条第一項に規定する道路、第五十六条の二の二第一項各号に掲げる区域内においては第五十六条の四に規定する道路をいう。次条、第五条、第十条、第十七条、第二十五条、第三十条、第四十四条第一項及び第二項並びに第四十八条第三項において同じ。)に接する場合においては、第十条に定めるものを除くほか、その路地状部分の幅員は、次の表の下欄に掲げる数値以上とし、有効に保持しなければならない。ただし、安全上及び防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

路地状部分の長さ (単位 メートル)	路地状部分の幅員 (単位 メートル)
十未満	二
十以上十五未満	二・五
十五以上二十未満	三
二十以上	四

2 前項の場合において、建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。)が二百平方メートルを超えるときは、同項の表の下欄中「二」とあるのは「三」と、「二・五」とあるのは「三・五」と、「三」とあるのは「四」と、それぞれ読み替えるものとする。

一部改正〔昭和三九年条例九〇号・四六年四八号・六一年二八号・平成八年四〇号・一二年八三号・二〇年四二号・二四年五二号〕

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第四条 延べ面積が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上避難上有効に接しなければならない。

一部改正〔昭和四六年条例四八号・平成八年四〇号〕

(長屋の出入口)

第五条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路又は道路、公園、広場等の空地に通じる幅員三メートル(三戸建て以下、耐火建築物又は準耐火建築物の長屋に係るものにあつては、二メートル)以上の敷地内の通路に面しなければならない。

一部改正〔昭和三十九年条例九〇号・平成五年二〇号・一二年八三号〕

第三章 かけ

(かけ)

第六条 かけ高(かけの下端を過ぎる二分の一こう配の斜線をこえる部分について、かけの下端からその最高部までの高さをいう。以下この条において同じ。)二メートルをこえるかけの下端からの水平距離がかけ高の二倍以内のところに建築物を建築し、又はその敷地を造成する場合においては、高さ二メートルをこえる擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 斜面のこう配が三十度以下のがけ、堅固な地盤を切つて斜面としたがけ又は特殊な構法によるがけで安全上支障がないと認められるものの場合

二 かけ上に建築物を建築する場合において、かけ又は既設の擁壁が構造耐力上支障がないと認められる場合

三 かけ下に建築物を建築する場合において、その主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かけの崩壊に対して安全であると認められる場合

2 前項の擁壁の構造は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第百四十二条の規定によるほか、土の摩擦角が三十度以下(土質が堅固で支障がない場合においては、四十五度以下)であつて、基礎と地盤との摩擦係数が〇・三以下(土質が良好で支障がない場合においては、〇・五以下)の場合にも安全なものとしなければならない。

第四章 防災構造

(居室を三階に設ける場合)

第七条 主要構造部が木造(準耐火構造としたものを除く。第十一条を除き、以下同じ。)である建築物の三階に床面積が三十平方メートルを超える居室を設ける場合においては、一階及び二階の天井の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとし、かつ、二以上の階段を設けなければならない。ただし、安全上及び防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

一部改正〔昭和四十六年条例四八号・六一年二八号・平成五年二〇号・七年二三号・一二年八三号・二八年四一号〕

(長屋の構造)

第八条 主要構造部が木造である長屋は、六戸建て以下とし、かつ、二階建て以下としなければならない。

2 長屋の各戸の外壁は、二面以上外気に面し、かつ、その外壁には、それぞれ開口部を設けなければならない。

3 主要構造部が木造である重層長屋は、階下の天井の仕上げを令第二百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げとしなければならない。

一部改正〔平成五年条例二〇号・一二年八三号・二八年四一号〕

第四章の二 日影による高さの制限

追加〔昭和五三年条例三九号〕

(日影による高さの制限)

第八条の二 法第五十六条の二第一項の規定により、指定する対象区域、制限を受ける建築物として法別表第四(ろ)欄四の項イ又はロのうちから指定するもの、同表(は)欄二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定するもの並びに生じさせてはならない日影時間として同表(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表のとおりとする。

対象区域		法別表第四(ろ)欄四の項イ又はロ	平均地盤面からの高さ	法別表第四(に)欄の号
法別表第四(い)欄に掲げる地域又は区域	法第五十二条第一項各号に掲げる建築物の容積率に関する区域			
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	十分の五、十分の六又は十分の八である区域			(一)
	十分の十である区域			(二)
	十分の十五又は十分の二十である区域			(三)
			四メートル	(一)

第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	十分の十又は十分の十五である区域			
	十分の二十である区域		四メートル	(二)
	十分の三十、十分の四十又は十分の五十である区域		四メートル	(三)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	十分の十、十分の十五又は十分の二十である区域		四メートル	(一)
	十分の三十、十分の四十又は十分の五十である区域		四メートル	(二)
近隣商業地域	十分の十、十分の十五又は十分の二十である区域		四メートル	(二)
準工業地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第二項の規定により定められた流通業務団地の区域を除く。)	十分の十、十分の十五又は十分の二十である区域		四メートル	(二)
用途地域の指定のない区域(知事が別に定める区域を除く。)	十分の五又は十分の八である区域	イ		(一)
	十分の十である区域	ロ		(二)
	十分の二十又は十分の三十である区域	ハ		(三)

- 2 前項の規定は、市町村が法第五十六条の二第一項の規定に基づき条例で対象区域及び生じさせてはならない日影時間として法別表第四(ニ)欄の各号のうちから指定する号を指定したときは、その指定の効力が発生したときから、当該市町村の区域内においては、適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の市町村の区域内に存する法第三条第二項の規定により前項の指定をする市町村の条例の規定が適用されない建築物については、第一項の規定を適用する。
- 4 第二項の指定があつたときは、知事はその旨を公告するものとする。

全部改正〔平成一五年条例七三三号〕、一部改正〔平成一八年条例五一号〕

第五章 特殊建築物

第一節 通則

第九条 削除

〔平成七年条例二三号〕

(敷地)

第十条 別表に掲げる建築物(患者の収容施設を有しない診療所、作業場の床面積が百平方メートル以下の工場及び下宿を除く。)は、路地状部分だけで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 従前の規模の範囲内で改築する場合

二 増築後の床面積の合計が、従前の床面積の合計の一・二倍を超えない場合

三 敷地の路地状部分の幅員が六メートル以上の場合又はその幅員が四メートル以上六メートル未満でその長さが二十メートル以下の場合

一部改正〔昭和三九年条例九〇号・四六年四八号・六一年二八号・平成七年二三号・二〇年四二号〕

(屋外階段の構造)

第十一条 別表に掲げる建築物の屋外に設ける階段は、木造(準耐火構造としたもので、かつ、有効な防腐措置を講じたものを除く。)としてはならない。ただし、物干し等に専用するものは、この限りでない。

一部改正〔昭和四六年条例四八号・平成五年二〇号・七年二三号・二〇年四二号〕

(屋根)

第十二条 防火地域及び準防火地域並びに法第二十二条第一項に規定する区域以外において、別表に掲げる建築物(法第二十二条第一項ただし書に規定する建築物を除く。)の屋根(令第三百三十六条の九に規定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、令第三百三十六条の十に規定する基準に適合するものの屋根を除く。)は、法第二十二条第一項に規定する構造としなければならない。

全部改正〔平成一二年条例八三号〕、一部改正〔平成二〇年条例四二号〕

第二節 学校

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十三条 特別支援学校の用途に供する建築物の四階以上には、教室その他児童、生徒及び幼児を収容する室を設けてはならない。ただし、当該建築物及び室の構造及び設備の設置状況により、安全上及び避難上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和三九年条例九〇号・四六年四八号・平成一八年五一号・一九年二九号・二四年五二号〕

(木造校舎と隣地境界線との距離)

第十四条 主要構造部が木造である学校(専修学校、各種学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。)の校舎の外壁は、隣地境界線との距離を四メートル以上保たなければならない。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地又は水面その他これらに類するものに面する部分の外壁については、この限りでない。

一部改正〔昭和四六年条例四八号・平成七年二三号・一二年八三号・二七年四八号〕

(校舎の教室等の出入口)

第十五条 学校の教室その他幼児、児童、生徒又は学生を収容する室には、避難上有効な廊下、広間等又は屋外に面して二以上の出入口を設けなければならない。ただし、耐火建築物で、かつ、バルコニーその他これに類するものが避難上有効に設けられている場合においては、この限りでない。

一部改正〔昭和三九年条例九〇号・四六年四八号・平成一二年八三号〕

第三節 共同住宅及び寄宿舍

(適用の範囲)

第十六条 この節の規定は、共同住宅及び寄宿舍で、床面積の合計が百平方メートル以下のものについては、適用しない。

一部改正〔昭和三九年条例九〇号・四六年四八号・六一年二八号〕

(出入口及び出口)

第十七条 共同住宅及び寄宿舍の用途に供する建築物の主要な出入口(地上に直接通じる階段の階段口を含む。以下この条において同じ。)は、道路に面しなければならない。ただし、当該主要な出入口が道路に通じる次の表の下欄に掲げる数値以上の幅員を有する敷地内の通路に面する場合その他土地及び周囲の状況により安全上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

共同住宅及び寄宿舍の床面積の合計 (単位 平方メートル)	敷地内の通路の幅員 (単位 メートル)
二百未満	一・五
二百以上五百未満	二・〇
五百以上千未満	三・〇
千以上	四・〇

2 共同住宅及び寄宿舍の用途に供する建築物には、道路又は道路、公園、広場等に通じる幅一・五メートル以上の敷地内の通路に面して出口(地上に直接通じる階段の階段口を含む。)を設けなければならない。ただし、出入口が二以上あることにより又は当該建築物の規模若しくは構造により避難上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

一部改正〔昭和三九年条例九〇号・四六年四八号・六一年二八号・平成七年二三号・一二年八三号・二〇年四二号〕

(二階に設ける共同住宅及び寄宿舍)

第十八条 共同住宅及び寄宿舍は、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、料理店、遊技場又は公衆浴場の用途に供する部分(当該部分が一階に存する場合に限る。)の主要構造部が耐火構造又は一時間準耐火基準に適合する構造でない二階建ての建築物の当該部分の直上に設けてはならない。

一部改正〔昭和四六年条例四八号・平成五年二〇号・七年二三号・一二年八三号・二七年三七号〕

(居室)

第十九条 共同住宅の各住戸又は各住室の用に供する居室のうち、一以上は、床面積を七平方メートル以上としなければならない。
一部改正〔昭和三十九年条例九〇号・四六年四八号・平成七年二三号〕

(天井)

第二十条 主要構造部が木造である共同住宅の二階に住戸又は住室を設ける場合においては、その階下の天井の仕上げを令第百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げとしなければならない。
追加〔昭和四六年条例四八号〕、一部改正〔平成一二年条例八三号・二八年四一號〕

(階段)

第二十一条 主要構造物が木造である共同住宅で二階の住戸又は住室の数が五を超え十以下のものには、二以上の階段を設け、その一以上は、次の各号に定める構造としなければならない。
一 けあげは二十センチメートル以下、踏面は二十四センチメートル以上とすること。
二 階段及び踊場の幅は、一・二メートル(屋外階段にあつては、九十センチメートル)以上とすること。
2 主要構造部が木造である共同住宅で二階の住戸又は住室の数が十を超えるものには、前項各号の規定による階段は、二以上設けなければならない。
3 前二項の規定による階段は、有効に避難できる出入口又は出口に直接通ずるように設けなければならない。
一部改正〔昭和三十九年条例九〇号・四六年四八号・六一年二八号・平成七年二三号〕

(廊下等)

第二十二条 共同住宅の廊下等の幅は、次の各号に定めるところによらなければならない。
一 住戸又は住室の数が五を超える場合においては、一・二メートル以上とすること。
二 住戸又は住室の数が十を超える場合の中廊下については、一・六メートル以上とすること。

全部改正〔平成七年条例二三号〕、一部改正〔平成二〇年条例四二号〕

第二十三条及び第二十四条 削除

〔平成七年条例二三号〕

第四節 物品販売業を営む店舗

全部改正〔昭和四六年条例四八号〕、一部改正〔平成七年条例二三号〕

(敷地と道路との関係)

第二十五条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のものの敷地は、二以上の道路に接しなければならない。ただし、その敷地の外周の長さの三分の一以上が道路に接している場合においては、この限りでない。
一部改正〔昭和四六年条例四八号・平成七年二三号〕

(前面空地)

第二十六条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上のものの屋外に通じる主要な出入口の前面には、次の表に掲げる数値以上の奥行及び幅を有する空地又は寄り付きを設けなければならない。

物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計(単位平方メートル)	空地又は寄り付きの奥行(単位メートル)	空地又は寄り付きの幅
千五百以上三千未満	二・五	主要な出入口の幅の二倍
三千以上	四・〇	

一部改正〔昭和四六年条例四八号・平成七年二三号〕

第二十七条から第二十九条まで 削除

〔平成七年条例二三号〕

第五節 車庫等

(敷地)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する道路又は場所に面して自動車の出入口を有する敷地に自動車の車庫又は修理工場の用途に供する建築物(これらの用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものに限る。以下「車庫等」という。)を建築してはならない。ただし、第一号から第四号までの道路又は場所について、車庫等の規模又は周囲の状況により通行の安全上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
一 幅員六メートル未満の道路

二 道路の交差点又は曲がり角(内角が百二十度以下のものをいう。)から五メートル以内の場所

三 橋詰め又は踏切から十メートル以内の道路

四 公園、小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口から二十メートル以内の道路

五 前各号のほか、知事が通行の安全上支障があると認めて指定する道路

一部改正〔昭和三十九年条例九〇号・四六年四八号・六一年二八号・平成七年二三号・一二年八三号〕

(前面空地)

第三十一条 車庫等の出入口は、道の境界線から一メートル以上後退しなければならない。ただし、安全上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

一部改正〔昭和三十九年条例九〇号・四六年四八号・平成七年二三号・一二年八三号〕

(車庫等の構造)

第三十二条 車庫等の直上に二以上の階又は床面積が百平方メートルを超える直上階がある場合においては、その車庫等の主要構造部を耐火構造又は一時間準耐火基準に適合する構造としなければならない。ただし、防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

一部改正〔昭和三十九年条例九〇号・四六年四八号・平成五年二〇号・七年二三号・一二年八三号・二七年三七号〕

(一般構造設備)

第三十三条 車庫等の格納部分又は作業部分の構造設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 床は、耐水材料で造り、かつ、耐水材料で造つた排水の設備を設けること。

二 床面から高さ五十センチメートル以下の位置に、外気に直接通ずる有効な換気口を二方面以上に設けること。ただし、床面が地盤面下にある場合又は有効な換気口を設けることができない場合においては、有効な排気設備を設けること。

2 車庫等(令百三十六条の九に規定する建築物又は建築物の部分で、令百三十六条の十に規定する基準に適合するものである車庫等を除く。)を延焼のおそれのある部分に設ける場合においては、その部分に不燃材料で造つた外壁又は準耐火構造の外壁を設け、かつ、その開口部には、法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けなければならない。ただし、自動車車庫でその床面積が百平方メートル以下のものの場合においては、この限りでない。

3 車庫等の傾斜路の縦断こう配は、六分の一を超えてはならない。

4 前三項の規定は、安全上及び防火上支障がないものとして規則で定める場合は、適用しない。

一部改正〔昭和四十六年条例四八号・平成七年二三号・一二年八三号〕

(大規模車庫の構造設備)

第三十四条 自動車車庫で格納部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のものの構造設備は、前条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。ただし、特殊な装置を用いるもので次の各号の規定による構造設備と同等以上と知事が認める場合は、この限りでない。

一 格納部分の床から天井又ははり下までの高さは二・一メートル以上とし、自動車の通路の部分においては二・三メートル以上とすること。

二 床面積一平方メートルごとに毎時十四立方メートル以上の外気を供給することができる機械換気設備又は面積の合計が各階の床面積の十分の一以上である換気に有効な窓その他の開口部を設けること。

三 自動車の通路の幅員は、一方通行の場合にあつては三・五メートル以上、二方通行の場合にあつては五・五メートル以上とし、屈曲部の内のり半径は、五メートル以上とすること。

追加〔昭和四十六年条例四八号〕、一部改正〔平成七年条例二三号・二八年四八号〕

(他の用途部分との区画)

第三十五条 建築物の一部に車庫等を設ける場合においては、次の各号に定める構造としなければならない。

一 車庫等と他の部分とを区画する準耐火構造の界壁を設け、その開口部には法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けること。

二 車庫等の床及び天井には、車庫等以外の部分に通じる開口部を設けないこと。

三 車庫等以外の部分のための避難用出口は、車庫等内に設けないこと。

一部改正〔昭和三十九年条例九〇号・四六年四八号・平成五年二〇号・七年二三号・一二年八三号〕

次へ

前へ

(適用の除外)

第三十六条 消防自動車の車庫の用途に供する建築物については、第三十条及び前条第二号の規定は、適用しない。

一部改正〔昭和三十九年条例九〇号・四六年四八号・平成七年二三号〕

第六節 旅館等

(階段)

第三十七条 主要構造部が木造であるホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物(以下「旅館等」という。)で二階の宿泊室の数が五を超え十以下のものには、二以上の階段を設け、その一以上は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 けあげは二十センチメートル以下とし、踏面は二十四センチメートル以上とすること。

二 階段及び踊場の幅は、一・二メートル(屋外階段にあつては、九十センチメートル)以上とすること。

2 主要構造部が木造である旅館等で二階の宿泊室の数が十を超えるものには、前項各号の規定による階段は、二以上設けなければならない。

全部改正〔昭和三十九年条例九〇号〕、一部改正〔昭和四六年条例四八号・平成五年二〇号・七年二三号〕

(廊下等)

第三十八条 旅館等の主として客の用に供する廊下等の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

宿泊室の数 (使用区分別)	中廊下及び渡り廊下 (単位 メートル)	その他の廊下等 (単位 メートル)
五以下の場合	〇・七八	〇・七八
五を超え十以下の場合	一・二〇	一・二〇
十を超える場合	一・六〇	一・二〇

一部改正〔昭和三十九年条例九〇号・四六年四八号・平成七年二三号・二〇年四二号〕

第七節 削除

削除〔平成七年条例二三号〕

第三十九条から第四十三条まで 削除

削除〔平成七年条例二三号〕

第八節 興行場等

(客席の定員の算定方法)

第四十三条の二 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は客席の床面積が二百平方メートル以上の集会室を有する集会場の用途に供する建築物(以下「興行場等」という。)の客席の定員は、次に定める方法により算定するものとする。

一 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該いす席の数に対応する数値とする。

二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該いす席の正面の幅を四十センチメートルで除して得た数値とする。

三 ます席又は棧敷席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値とする。

四 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・二平方メートルで除して得た数値とする。

五 使用形態が特定できない部分については、当該部分の床面積を〇・五平方メートルで除して得た数値とする。

2 前項第二号から第五号までの規定により算定して得た数値に一未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

追加〔平成七年条例二三号〕

(敷地と道路との関係)

第四十四条 興行場等の敷地は、その外周の七分の一以上が次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の定員	道路の幅員 (単位 メートル)
三百人以下	四

三百人以上六百人以下	五
六百人以上九百人以下	六
九百人以上千五百人以下	八
千五百人以上	十一

2 前項の規定は、興行場等の敷地の次の表に掲げる数値以上の幅員を有する二以上の道路に当該敷地の外周の三分の一以上接する場合には、適用しない。

客席の定員	道路の幅員 (単位 メートル)	
	一の道路	他の道路
六百人以下	四	四
六百人以上九百人以下	五	四
九百人以上千五百人以下	六	四
千五百人以上	八	六

3 前二項の規定は、興行場等の周囲に公園、広場その他の広い空地があつて安全上支障がないものとして規則で定める場合においては、適用しない。

一部改正〔昭和三九年条例九〇号・四六年四八号・六一年二八号・平成七年二三号・一二年八三号〕

(前面空地)

第四十五条 興行場等の主要な出入口の前面には、次の表に掲げる数値以上の奥行及び幅を有する空地を設けなければならない。

客席の定員	空地の奥行 (単位 メートル)		空地の幅
	二・〇	三・〇	
三百人以下	二・〇	三・〇	主要な出入口の幅の二倍
三百人以上六百人以下	三・〇	三・五	
六百人以上九百人以下	三・五	四・〇	
九百人以上千五百人以下	四・〇	四・五	
千五百人以上	四・五		

2 耐火建築物の興行場等の主要な出入口の前面に設ける寄り付きで、次の各号に該当するものは、空地とみなす。

- 一 避難上障害となる柱又は壁の類を有しないこと。
- 二 三メートル以上の高さを有すること。

一部改正〔昭和三九年条例九〇号・四六年四八号・平成七年二三号〕

第四十六条及び第四十七条 削除
削除〔平成七年条例二三号〕

(屋外へ通じる出入口等)

第四十八条 興行場等の主として客の用に供する屋外へ通じる出入口は、避難上有効な位置に二以上設けなければならない。

2 前項の出入口の幅は、一メートル以上とし、かつ、その幅の合計は、〇・八センチメートルに客席の定員の数を乗じて得た数値以上としなければならない。

3 第一項の出入口のうち、一以上は第四十四条第一項又は第二項の規定により接しなければならない道路に、その他のものは道路又は道路、公園、広場その他避難上有効な空地に通じる屋外の通路(幅員がその通路を使用する出入口の幅の合計以上であるものに限る。)に面しなければならない。

全部改正・一部改正〔平成七年条例二三号〕、一部改正〔平成二〇年条例四二号〕

(客席の部分の出入口)

第四十八条の二 興行場等の客席の部分の出入口は、次の各号によらなければならない。

- 一 避難上有効な位置に設けること。
- 二 区画された客席の部分ごとの定員に応じて、次の表に掲げる数以上設けること。

区画された客席の部分ごとの定員	出入口の数
三十人以下	一

三十一人以上三百人以下	二
三百人以上六百人以下	三
六百人以上九百人以下	四
九百人以上千五百人以下	五
千五百人以上	六

2 前項の出入口の幅は、一メートル以上とし、かつ、その幅の合計は、〇・八センチメートルに区画された客席の部分ごとの定員の数を乗じて得た数値以上としなければならない。
 追加・一部改正〔平成七年条例二三号〕、一部改正〔平成二〇年条例四二号〕

(階段)

第四十九条 興行場等の客用の直通階段は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 避難上有効な位置に設けること。
- 二 各階における直通階段の幅の合計は、〇・八センチメートルにその直上階以上の階(地階にあつては、当該階以下の階)の客席の定員の合計数を乗じて得た数値以上(直通階段を特別避難階段又は前室若しくはバルコニー付きの屋外避難階段としたときは、〇・八センチメートルに興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上)とすること。
- 三 踊場を設ける場合においては、その踊場の幅及び踏幅は、その階段の幅以上とすること。

全部改正〔平成七年条例二三号〕

(客用の廊下等)

第五十条 興行場等の客用の廊下等の幅は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 その階の客席の定員が五百人以下の場合においては一・二メートル以上とし、五百人以上の場合においては百人までを増すごとに十センチメートルを加えた数値以上とすること。
- 二 避難する方向に向かつて狭くしないこと。
- 2 興行場等の客席の定員が三百人以上の階には、その客席の両側及び後方に、互いに連絡し、かつ、客席に通じる出入口を有する廊下等を設けなければならない。ただし、避難上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

全部改正・一部改正〔平成七年条例二三号〕、一部改正〔平成一二年条例八三号・二〇年四二号〕

(客席の部分の構造)

第五十条の二 興行場等の客席の部分の通路は、花道がある場合を除き、互いに連絡するものとし、行き止まり状としてはならない。ただし、構造上やむを得ない場合であつて、避難上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 通路を傾斜路とする場合は、こう配を十分の一(滑り止め等を設けた場合は、八分の一)以下としなければならない。
- 3 通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する場合その他客席の構造上やむを得ない場合は、通路を階段状とすることができる。この場合において、当該階段状の通路は、次の各号に定める構造としなければならない。
 - 一 けあげを十八センチメートル以下とし、かつ、踏面を二十六センチメートル以上とすること。
 - 二 通路の高低差が三メートルを超える場合には、三メートル以内ごとに廊下等又は階段に連絡する横通路又はずい道に通じさせること。ただし、こう配が五分の一以下の場合は、この限りでない。

4 主階以外の階に設ける客席の前面及び前段との高さの差が五十センチメートルを超える段床に設ける客席の前面には、客席の前面に広い幅の手すり壁を設ける場合を除き、高さが七十五センチメートル以上の手すりを設けなければならない。ただし、安全上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

追加・一部改正〔平成七年条例二三号〕、一部改正〔平成一二年条例八三号〕

第五十一条及び第五十二条 削除

〔平成七年条例二三号〕

(客席の部分と舞台の部分との区画)

第五十三条 客席の定員の合計が三百人を超える興行場等には、客席の部分と舞台(花道等を除く。)の部分との境界を直上階の床又は小屋裏まで達する準耐火構造の額壁で区画しなければならない。ただし、防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。

2 前項の額壁には、その上部にドレンチャーその他これと同等以上の防火性能を有する設備を設け、及びその開口部に随時開放できる自動閉鎖の令百十二条第一項の特定防火設備を設けなければならない。ただし、客席の定員の合計が千五百人以下で額壁の開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けた場合においては、この限りでない。

一部改正〔昭和四十六年条例四八号・平成七年二三号・一二年八三号〕

(舞台等の構造及び設備)

第五十四条 舞台の部分の床の上部又は下部には、控室、物置等の施設を設けてはならない。ただし、舞台の部分の床の下部を準耐火構造とした場合においては、その部分については、この限りでない。

2 舞台の部分と楽屋、小道具室等舞台以外の部分とは、準耐火構造の隔壁又は不燃材料若しくは準不燃材料で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部には、法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けなければならない。

3 楽屋、小道具室等舞台以外の各室には、道その他安全な場所に通じる出入口、階段又は幅員一メートル以上の避難用通路を設けなければならない。

追加〔昭和三十九年条例九〇号〕、一部改正〔昭和四十六年条例四八号・平成五年二〇号・七年二三号・八年四〇号・一二年八三号〕

(客席が避難階以外の階にある興行場等)

第五十五条 客席が避難階以外の階にある興行場等(避難階の直上の階に客席を設ける場合で、その客席の定員が百五十人以下のものを除く。)は、第四十四条から前条までの規定によるほか、次の各号に定める構造としなければならない。

一 耐火建築物とすること。

二 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の主要な出入口の前面には、次の表に掲げる数値以上の奥行き及び幅を有する空間を設けること。

客席の定員	空間の奥行き (単位 メートル)	空間の幅
三百人以下	二・〇	主要な出入口の幅 の二倍
三百一人以上六百人以下	三・〇	
六百一人以上九百人以下	三・五	
九百一人以上千五百人以下	四・〇	
千五百人以上	四・五	

三 客席の用途に供する部分から直接進入する場合の直通階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とすること。

四 避難階又は地上に通じる直通階段のうち一以上を避難階段又は特別避難階段とすること。

五 客席を避難階から数え五以上の階に設ける場合は、避難の用に供することのできる屋上広場を設け、これに通じる一以上の避難階段又は特別避難階段を設けること。ただし、避難階に通じるすべての階段を特別避難階段とした場合は、この限りでない。

追加〔昭和四十六年条例四八号〕、一部改正〔昭和六一年条例二八号・平成七年二三号〕

(制限の緩和)

第五十六条 この節の規定は、次節の規定によるもののほか、知事が安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。

全部改正〔平成七年条例二三号〕、一部改正〔平成二四年条例五二号〕

第九節 避難上の安全の検証

追加〔平成二四年条例五二号〕

第五十六条の二 学校の用途に供する建築物及び興行場等(これらの建築物の主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。次項において同じ。)の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、学校の用途に供する建築物にあつては第十五条の規定、興行場等にあつては第四十八条の二、第五十条、第五十条の二第一項から第三項まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、適用しない。

2 学校の用途に供する建築物及び興行場等で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、学校の用途に供する建築物にあつては第十三条及び第十五条の規定、興行場等にあつては第四十八条から第五十条まで、第五十条の二第一項から第三項まで及び第五十三条から第五十五条までの規定は、適用しない。

追加〔平成二四年条例五二号〕

第五章の二 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限
全部改正〔平成一二年条例八三号〕

(適用区域)

第五十六条の二の二 この章の規定は、次に掲げる区域内に限り、適用する。

- 一 秩父市の区域のうち、伊古田、太田、小柱、品沢、堀切及びみどりが丘
 - 二 飯能市の区域のうち、都市計画区域以外の区域
 - 三 深谷市の区域のうち、都市計画区域以外の区域
 - 四 入間郡越生町の区域のうち、都市計画区域以外の区域
 - 五 秩父郡長瀬町の区域
- 2 建築物の敷地がこの章の規定による建築物の敷地又は構造に関する制限を受ける区域の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部についてこの章の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域以外の区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部についてこの章の規定を適用しない。
- 追加〔平成八年条例四〇号〕、一部改正〔平成一七年条例八六号・九七号・二〇年二五号・二四年五二号〕

(道路の定義)

第五十六条の三 この章において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

- 一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路
 - 二 都市計画法による道路
 - 三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
 - 四 道路法又は都市計画法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして知事が指定したもの
 - 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法又は都市計画法によらないで築造する令第四百四十四条の四第一項に規定する基準に適合する道で、これを築造しようとする者が知事からその位置の指定を受けたもの
- 2 この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、知事の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離二メートルの線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。
- 3 知事は、土地の状況によりやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については二メートル未満一・三五メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については四メートル未満二・七メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。
- 4 知事は、第二項の規定により幅員一・八メートル未満の道を指定する場合又は前項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、埼玉県建築審査会の同意を得なければならない。

追加〔平成八年条例四〇号〕、一部改正〔平成一二年条例八三号〕

(敷地と道路との関係)

第五十六条の四 建築物の敷地は、道路(自動車のみの交通の用に供するものを除く。次条第一項を除き、以下この章において同じ。)に二メートル以上接しなければならない。ただし、法第四十三条第一項ただし書に規定する国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと知事が認めるものについては、この限りでない。

追加〔平成八年条例四〇号〕、一部改正〔平成一二年条例八三号〕

(道路内の建築制限)

第五十六条の五 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
 - 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないと知事が認めるもの
 - 三 公共用歩廊その他令第四百四十五条第二項に規定する建築物で知事が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの
- 2 知事は、前項第三号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、埼玉県建築審査会の同意を得なければならない。

追加〔平成八年条例四〇号〕、一部改正〔平成一二年条例八三号〕

(私道の変更又は廃止の制限)

第五十六条の六 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第五十六条の四の規定に抵触することとなる場合においては、知事は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

- 2 知事は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から三日以内に、知事に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 知事は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第一項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第一項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の二日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第四項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 第一項の規定による命令については、埼玉県行政手続条例(平成七年埼玉県条例第六十五号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

追加[平成八年条例四〇号]

(容積率)

第五十六条の七 次の表の上欄に掲げる建築物の容積率は、それぞれ同表の下欄に掲げる数値以下でなければならない。

建築物	容積率
第五十六条の二の二第一項第二号及び第三号に掲げる区域内の建築物	十分の二十
第五十六条の二の二第一項第四号に掲げる区域内の建築物	十分の四十

- 2 前項、第五項及び第六項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一)は、算入しないものとする。
- 3 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。
- 4 第一項、次項及び第六項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。
- 5 建築物の敷地が第一項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、同項の規定による当該各区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前各項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする。
 - 一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物
 - 二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の規定により主務大臣が定める基準に適合する建築物
 - 三 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物
- 7 第五十六条の五第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

追加[平成八年条例四〇号]、一部改正[平成一二年条例八三号・一三年一号・一七年九七号・一九年二号・二四年五二号]

(建ぺい率)

第五十六条の八 次の表の上欄に掲げる建築物の建ぺい率は、それぞれ同表の下欄に掲げる数値以下でなければならない。

建築物	建ぺい率
	十分の六

第五十六条の二の二第一項第二号及び第三号に掲げる区域内の建築物	
第五十六条の二の二第一項第四号に掲げる区域内の建築物	十分の七

- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建ぺい率に関する制限を受ける区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建ぺい率は、同項の規定による当該各区域内の建築物の建ぺい率の限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
- 3 前二項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で知事が指定するもの内にある建築物にあつては、第一項の表に掲げる数値に十分の一を加えたものをもって同表に掲げる数値とする。
- 4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - 一 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの
 - 二 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないと知事が認めるもの

第五十六条の九及び第五十六条の十 削除
〔平成一二年条例八三号〕

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第五十六条の十一 法第三条第二項(法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により第五十六条の七第一項から第五項までの規定の適用を受けない建築物について次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- 一 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に令第二条第一項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(以下この項において「自動車車庫等」という。)の用途に供するものであること。
 - 二 増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計が基準時(法第三条第二項の規定により第五十六条の七第一項から第五項まで及び第五十六条の八第一項から第三項までの規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きこれらの規定(これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。)における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであること。
 - 三 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の五分之一(改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の五分之一を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計)を超えないものであること。
- 2 法第三条第二項の規定により第五十六条の八第一項から第三項までの規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合においては、増築又は改築後の建築面積が基準時における当該建築面積を超えない範囲内において、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
 - 3 法第三条第二項の規定により第五十六条の七第一項から第五項まで及び第五十六条の八第一項から第三項までの規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の様式替えをする場合においては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

追加〔平成八年条例四〇号〕、一部改正〔平成一二年条例八三号・一七年九七号〕

(公益上必要な建築物の特例)

第五十六条の十二 知事が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めるものについては、この章の規定の全部又は一部を適用しない。

追加〔平成八年条例四〇号〕

第六章 罰則

第五十七条 建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)が第三条第一項、第四条から第八条まで、第十条から第十五条まで、第十七条から第二十二條まで、第二十五条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第五十六条の四、第五十六条の五第一項、第

五十六条の七第一項若しくは第五項又は第五十六条の八第一項若しくは第二項の規定に違反した場合は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対しても同項の刑を科する。

3 第二条第二項の規定により、この条例の規定が適用されないこととされた市町村の区域内における当該適用されないこととされた日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一部改正〔昭和四六年条例四八号・六一年二八号・平成七年二三号・八年四〇号・一二年八三号・一五年七三号・一七年九七号・二〇年四二号〕

次へ

前へ

第五十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

一部改正〔昭和四十六年条例四八号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和三十五年九月一日から施行する。
- 2 埼玉県建築基準法施行条例(昭和二十六年埼玉県条例第七十九号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 旧条例は、この条例施行前になした行為に関する罰則の適用については、この条例施行後においても、なお、その効力を有する。

附 則(昭和三十九年九月二十九日条例第九十号)

- 1 この条例は、昭和三十九年十一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正前の埼玉県建築基準法施行条例は、この条例施行前になした行為に関する罰則の適用については、この条例施行後においても、なお、その効力を有する。

附 則(昭和四十六年六月七日条例第四十八号)

- 1 この条例は、昭和四十六年八月一日から施行する。
- 2 この条例による改正前の埼玉県建築基準法施行条例は、この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、この条例施行後においても、なお、その効力を有する。

附 則(昭和五十三年七月七日条例第三十九号)

この条例は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月二十六日条例第二十八号)

- 1 この条例は、昭和六十一年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和六十二年十一月十日条例第四十七号)

この条例は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附 則(平成五年三月三十日条例第二十号)

- この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)の施行の日から施行する。

附 則(平成七年三月二十日条例第二十三号)

- 1 この条例中、第一条の規定は平成七年六月一日から、第二条の規定は平成八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、改正法附則第三条に規定する期間は、第一条の規定による改正前の埼玉県建築基準法施行条例第八条の二の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成八年十月十八日条例第四十号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年十二月二十六日条例第八十三号)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「(第一条・第二条)」を「(第一条―第二条の三)」に改める部分を除く。)、第二条の改正規定、第三条の改正規定(「都市計画区域」の下に「及び準都市計画区域」を加える部分に限る。)、第八条の二の表、第十二条の二第一項、第五章の二の章名、第五十六条の三第一項並びに第五十六条の七の見出し、同条第一項及び第二項の改正規定、同条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第五十六条の八の見出し、同条第一項及び第二項、第五十六条の十一第一項及び第三項並びに第五十七条第一項の改正規定は都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十三号)の施行の日〔平成一三年五月一八日〕から、別表第二第一号の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の埼玉県建築基準法施行条例の規定によりされた認定、申請等の処分又は手続は、この条例による改正後の埼玉県建築基準法施行条例の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

附 則(平成十三年一月五日条例第一号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十四年十二月二十四日条例第八十六号)

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則(平成十五年七月十五日条例第七十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年七月十二日条例第八十六号)

この条例は、(中略)公布の日から施行する。

附 則(平成十七年十月十八日条例第九十七号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十六条の二第一項第一号及び第五十七条第一項の改正規定は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則(平成十八年七月十一日条例第五十一号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の二の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成十九年一月三十日条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年三月十三日条例第二十九号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年三月二十五日条例第二十五号)

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則(平成二十年七月八日条例第四十二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年十月十六日条例第五十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十七年五月二十九日条例第三十七号)

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則(平成二十七年七月十四日条例第四十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十八年五月二十日条例第四十一号)

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則(平成二十八年十月十八日条例第四十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第十条—第十二条関係)

一 学校の用途に供する建築物

二 病院又は診療所の用途に供する建築物

三 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物

四 ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物

五 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上のもの

六 市場の用途に供する建築物

七 劇場、映画館、観覧場、演芸場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物

八 展示場の用途に供する建築物

九 遊技場、ダンスホール、キャバレー又はナイトクラブの用途に供する建築物

十 ボーリング場、水泳場、スケート場又はスキー場の用途に供する建築物

十一 公衆浴場の用途に供する建築物

十二 倉庫の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

十三 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物(これらの用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものに限る。)

十四 工場の用途に供する建築物で作業場の床面積の合計が五十平方メートル以上のもの
追加・一部改正〔平成七年条例二三号〕、一部改正〔平成二〇年条例四二号〕

先頭

埼玉県建築基準法施行細則

昭和三十六年四月二十八日
規則第十五号

改正	昭和四〇年 八月一〇日規則第六三号	昭和四五年 八月一八日規則第五五号
	昭和四六年 九月一〇日規則第六七号	昭和四八年 七月三十一日規則第五〇号
	昭和四八年 八月 七日規則第五四号	昭和四九年 五月 七日規則第三九号
	昭和五〇年 三月一一日規則第一三三号	昭和五〇年 五月二三日規則第五〇号
	昭和五一年 一月三〇日規則第三三九号	昭和五一年 七月二〇日規則第五九号
	昭和五一年一二月 三日規則第八八号	昭和五三年 九月二六日規則第六九号
	昭和五五年 二月二九日規則第二二五号	昭和五五年 三月二九日規則第二五号
	昭和五六年 四月二四日規則第四七号	昭和六〇年 三月二六日規則第八七号
	昭和六一年 一月一七日規則第四四号	昭和六三年 三月二二日規則第六六号
	平成 元年 二月 七日規則第七七号	平成 五年 六月二五日規則第五六号
	平成 六年 七月二二日規則第六四号	平成 八年 八月 六日規則第五九号
	平成 九年 三月二八日規則第一五五号	平成一一年 四月三〇日規則第五七号
	平成一二年 三月三十一日規則第一〇〇号	平成一二年 六月一三日規則第一一四号
	平成一三年 三月二七日規則第二〇号	平成一四年 二月一二日規則第二二号
	平成一五年 三月二八日規則第六四号	平成一五年 八月二九日規則第一一四号
	平成一七年一〇月二八日規則第一八一号	平成一八年 三月二八日規則第三二号
	平成一八年 七月一一日規則第八一号	平成一九年 三月三〇日規則第四九号
	平成二〇年 三月二八日規則第四七号	平成二一年 三月三十一日規則第五七号
	平成二一年 九月二九日規則第九六号	平成二三年 三月三十一日規則第三五号
	平成二四年一〇月一六日規則第六七号	平成二五年 三月二九日規則第四〇号
	平成二七年 五月二九日規則第五三三号	平成二八年 五月三十一日規則第六二二号

埼玉県建築基準法施行細則をここに公布する。

埼玉県建築基準法施行細則

(標識)

第一条 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第九条第十三項の標識の様式は、様式第一号のとおりとする。

2 法第十条第四項において準用する法第九条第十三項の標識の様式は、様式第二号のとおりとする。

3 法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する法第九条第十三項の標識の様式は、様式第三号のとおりとする。

- 4 法第八十八条第一項又は第三項において準用する法第十条第四項において準用する法第九条第十三項の標識の様式は、様式第四号のとおりとする。
追加[昭和四六年規則六七号]、一部改正[昭和五〇年規則五〇号・平成一年五七号・一二年一〇〇号・一七年一八一号]
- (建築物の定期報告)
- 第二条 法第十二条第一項の規定により知事が指定する建築物は、別表第一(イ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模等が同表(ロ)欄の当該各項に該当するもの(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第十六条第一項に規定するものを除く。)とする。
- 2 令第十六条第一項に規定する建築物に係る建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。)第五条第一項の規定により知事が定める時期は、別表第二(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ、第一回の報告を行つた日の翌日から起算して同表(ロ)欄に掲げる年ごとで、毎回当該同欄に掲げる年の満了する日からその日前三月までの間とする。
- 3 第一項の建築物に係る規則第五条第一項の規定により知事が定める時期は、別表第一(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ、第一回の報告を行つた日の翌日から起算して同表(ハ)欄に掲げる年ごとで、毎回当該同欄に掲げる年の満了する日からその日前三月までの間とする。
- 4 規則第五条第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び調査結果表は、提出の日前三月以内に調査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期調査報告概要書並びに調査結果表とする。
一部改正[昭和四〇年規則六三号・四六年六七号・五一年五九号・五三年六九号・五五年二号・平成八年五九号・一五年一一四号・二〇年四七号・二三年三五号・二八年六二号]
- (特定建築設備等の定期報告)
- 第三条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
- 一 小荷物専用昇降機(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号(別表第二において「平成二十八年告示」という。)第二第三号に掲げるものに限る。ただし、籠が住戸内のみを昇降するものを除く。)
- 二 令第十六条第一項に規定する建築物及び前条第一項の建築物に設ける換気設備(法第二十八条第二項ただし書の換気設備(自然換気設備を除く。))及び同条第三項の換気設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。))に限る。)、排煙設備(法第三十五条の排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。)、非常用の照明装置(法第三十五条の非常用の照明装置に限る。))並びに給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。)
- 三 前条第一項の建築物に設ける防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。)(令第十六条第三項第二号に規定するものを除く。)
- 2 令第十六条第三項各号又は前項各号に掲げる特定建築設備等に係る規則第六条第一項の規定により知事が定める時期は、第一回の報告を行つた日の翌日から起算して一年(同項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、三年)ごとで、当該期間の満了する日からその日前一月までの間とする。
- 3 令百三十八条の三に規定する昇降機等に係る規則第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、使用期間が連続して六月以内のものにあつては毎年使用開始の日からその日前一月までの間、それ以外のものにあつては毎年四月一日から同月三十日までの間及び十月一日から同月三十一日までの間とする。
- 4 規則第六条第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前二月以内に検査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。
- 5 規則第六条の二の二第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前二月以内に検査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。
一部改正[昭和四〇年規則六三号・四六年六七号・五一年五九号・五三年六九号・五五年二号・平成八年五九号・一一年五七号・一二年一〇〇号・一一四号・一三年二〇号・一五年一一四号・一七年一八一号・二〇年四七号・二一年五七号・二三年三五号・二八年六二号]
- 第四条から第五条の二まで 削除
[平成一九年規則四九号]
(確認申請書に添付する図書)

第五条の三 申請に係る建築物の敷地が高さ二メートルを超えるがけに接し、又は近接する場合においては、がけの下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、擁壁の構造等を明示した図書を添付しなければならない。

追加[昭和五一年規則八八号]

(確認申請書に添付する調書)

第六条 次の各号に掲げる建築物又は工作物の確認を申請する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる調書等を確認申請書に添付しなければならない。

一 工場の用途に供する建築物又は令第三百三十八条第三項第一号に掲げる工作物 様式第五号の調書

二 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は工作物 様式第六号の調書

三 浄化槽を設置する建築物 様式第七号の調書

四 法第八十六条の七(法第八十七条第四項において準用する場合を含む。)又は埼玉県建築基準法施行条例(昭和三十五年埼玉県条例第三十七号。以下「条例」という。)第五十六条の十一の規定に基づく制限の緩和の適用を受ける建築物 様式第八号の調書並びに基準時(令第三百三十七条又は条例第五十六条の十一第一項第二号に規定する基準時をいう。)における建築物の配置図及び各階平面図

五 法第八十八条第一項において準用する法第八十六条の七第一項から第三項まで又は法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の七第一項の規定に基づく制限の緩和の適用を受ける工作物 様式第八号の二の調書並びに基準時(令第三百三十七条に規定する基準時をいう。)における工作物の配置図及び平面図又は横断面図

全部改正[昭和四〇年規則六三号]、一部改正[昭和四六年規則六七号・五〇年五〇号・五六年四七号・六三年六号・平成一二年一一四号・一三年二〇号・一七年一八一号・二一年五七号・二三年三五号]

(建築物の建築に関する確認の特例)

第六条の二 令第十条第三号ハ又は第四号ハの規定により知事が規則で定める規定は、条例第八條第二項及び第三十三條第一項第二号の規定とする。

追加[昭和六〇年規則八号]、一部改正[平成八年規則五九号・九年一五号・一二年一一四号・二〇年四七号・二三年三五号]

(垂直積雪量)

第六条の三 令第八十六条第三項の規定により知事が規則で定める数値は、三十センチメートルとする。ただし、平成十二年建設省告示第千四百五十五号第二の式により算出して得た数値が三十センチメートルを超える場合は、当該数値とする。

追加[平成一二年規則一一四号]

(尿管浄化槽に係る指定区域)

第六条の四 令第三十二条第一項の規定により知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、所轄区域のうち次に掲げる区域以外の区域とする。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域

二 下水道法第四条第一項の規定により定められた事業計画において、三年以内に前号に掲げる区域となることが予定されている区域

追加[昭和五〇年規則一三号]、一部改正[昭和六〇年規則八号・平成一二年一一四号]

(路地状敷地等の特例)

第六条の五 条例第三条第一項ただし書、第七条ただし書、第十三条ただし書、第十七条第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条ただし書、第三十一条ただし書、第三十二条ただし書、第三十三条第四項、第四十四条第三項、第五十条第二項ただし書、第五十条の二第一項ただし書及び第四項ただし書並びに第五十三条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 安全上及び防火上支障がないもの等として知事が定める基準に適合する場合

二 前号に掲げる場合のほか、知事が認める場合

2 前項第二号の規定による認定を受けようとする者は、様式第八号の三の申請書に規則第一条の三第一項の表一に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び二面以上の立面図を添えて建築安全センター所長に提出しなければならない。

3 建築安全センター所長は、前項に定める図書のほか、認定に関し必要な資料を求めることができる。

追加[平成一三年規則二〇号]、一部改正[平成一五年規則六四号・二一年五七号・二三年三五号・二四年六七号]

(道路位置指定の申請)

第七条 法第四十二条第一項第五号又は条例第五十六条の三第一項第五号の規定による道路の位置の指定(以下「道路位置指定」という。)を受けようとする者は、様式第九号の申請書

に規則第九条に規定する書類のほか、様式第十号の道路位置図を添えて、建築安全センター所長に提出しなければならない。

全部改正〔昭和五三年規則六九号〕、一部改正〔平成九年規則一五号・一五年六四号・二一年五七号・二三年三五号〕

(道路等の指定の公告及び通知)

第七条の二 知事は、条例第五十六条の三第一項第四号若しくは第五号又は第二項の規定による指定(以下この項において「指定」という。)をしたときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 指定に係る道路の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定に係る道路の位置
- 四 指定に係る道路の延長及び幅員

2 知事は、条例第五十六条の三第三項の規定による水平距離の指定(以下この項において「水平距離指定」という。)をしたときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 水平距離指定の年月日
- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- 四 水平距離指定に係る水平距離

3 知事は、前条の申請に基づいて道路位置指定をしたときは、その旨を様式第九号の通知書により申請者に通知するものとする。

追加〔平成二三年規則三五号〕

(道路位置指定の変更又は取消しの申請)

第八条 道路位置指定の変更又は取消しを受けようとする者は、様式第十一号の申請書に規則第九条に規定する書類のほか、様式第十号の道路位置図を添えて建築安全センター所長に提出しなければならない。

全部改正〔平成二三年規則三五号〕

(道路等の指定の変更又は取消しの公告及び通知)

第八条の二 知事は、法第四十二条第一項第四号若しくは第五号、第二項若しくは第四項若しくは第六十八条の七第一項又は条例第五十六条の三第一項第四号若しくは第五号若しくは第二項の規定による指定(以下この項において「指定」という。)の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 指定の変更又は取消しに係る道路の種類
- 二 指定の変更又は取消しの年月日
- 三 指定の変更又は取消しに係る道路の位置
- 四 指定の変更又は取消しに係る道路の延長及び幅員

2 知事は、法第四十二条第三項又は条例第五十六条の三第三項の規定による水平距離の指定(以下この項において「水平距離指定」という。)の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 水平距離指定の変更又は取消しの年月日
- 二 水平距離指定の変更又は取消しに係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定の変更又は取消しに係る道路の部分の延長
- 四 変更前及び変更後の水平距離指定に係る水平距離

3 知事は、前条の申請に基づいて道路位置指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を様式第十一号の通知書により申請者に通知するものとする。

追加〔平成二三年規則三五号〕

(幅員四メートル未満一・八メートル以上の道の指定)

第九条 法第四十二条第二項又は条例第五十六条の三第二項の規定により知事が指定する道は、幅員四メートル未満一・八メートル以上のものとする。

追加〔昭和四〇年規則六三号〕、一部改正〔昭和四六年規則六七号・平成九年一五号〕

(許可申請)

第十条 規則第十条の四第一項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、規則第一条の三第一項の表一に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び二面以上の立面図並びに同項の表二の(三十)項に掲げる日影図(法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。)とする。

2 規則第十条の四第四項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、規則第三条第二項の表に掲げる付近見取図及び配置図並びに平面図又は横断面図及び側面図又は縦断面図とする。

3 条例第五十六条の五第一項第三号又は第五十六条の七第六項の許可を受けようとする者は、様式第十二号の申請書に規則第一条の三第一項の表一に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び二面以上の立面図を添えて知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前三項に定める図書のほか、許可に関し必要な資料の提出を求めることができる。
全部改正〔平成十一年規則五七号〕、一部改正〔平成十二年規則一四号・一三年二〇号・二〇年四七号〕

(道路内の建築制限の緩和等の認定申請)

第十条の二 規則第十条の四の二第一項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、規則第一条の三第一項の表一に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び二面以上の立面図とする。

- 2 令第百十五条の二第一項第四号ただし書、条例第三十四条ただし書、第五十六条、第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の八第四項第二号又は第五十六条の十二の認定を受けようとする者は、様式第十二号の二の申請書に規則第一条の三第一項の表一に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び二面以上の立面図を添えて建築安全センター所長に提出しなければならない。

- 3 建築安全センター所長は、前二項に定める図書のほか、認定に関し必要な資料の提出を求めることができる。

追加〔昭和五三年規則六九号〕、一部改正〔昭和六三年規則六号・平成五年五六号・八年五九号・九年一五号・一一年五七号・一二年一四号・一三年二〇号・一四年二号・一五年六四号・一八年八一号・二一年五七号・二三年三五号・二四年六七号〕

(かど敷地等の指定)

第十一条 法第五十三条第三項第二号又は条例第五十六条の八第三項の規定により、知事が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

一 法第四十二条第一項若しくは第二項又は条例第五十六条の三第一項若しくは第二項に規定する道路が、百二十度以内でつくる内角側のかど敷地又はそれらの道路に二方が接する敷地(かど敷地を除く。)で、その周長の三分の一以上がそれらの道路に接するもの

二 法第四十二条第一項若しくは第二項又は条例第五十六条の三第一項若しくは第二項に規定する道路と公園、広場、川その他これらに類するものと接する敷地で、前号に掲げる敷地に準ずるもの

一部改正〔昭和四〇年規則六三号・四六年六七号・五三年六九号・平成九年一五号・一七年一八一号・二一年五七号〕

(延べ面積の算定方法)

第十一条の二 条例第五十六条の七第一項、第五項及び第六項の場合においては、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積は、延べ面積に算入しない。

- 2 前項の規定は、同項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)の五分の一を限度として適用するものとする。

追加〔平成九年規則一五号〕、一部改正〔平成一三年規則二〇号〕

(建築物の高さの制限に係る後退距離の算定に関する特例)

第十二条 令第百三十条の十二第五号の規定により規則で定める建築物の部分は、令第百四十五条第二項第一号から第三号までに掲げる建築物(法第四十四条第一項第四号の許可を受けたものに限る。)とする。

全部改正〔昭和六三年規則六号〕、一部改正〔平成八年規則五九号〕

(道路面と敷地の地盤面に高低差のある場合)

第十三条 令第百三十五条の二第二項の規定により、建築物の敷地の地盤面が前面道路より四メートル以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差の二分の一だけ高い位置にあるものとみなす。

一部改正〔昭和四六年規則六七号〕

(敷地面積の規模)

第十三条の二 令第百三十六条第三項ただし書(令第百三十六条の十二第二項において準用する場合を含む。)の規定により知事が規則で定める規模は、近隣商業地域又は商業地域について、五百平方メートルとする。

追加〔平成二一年規則九六号〕

(建築協定認可申請)

第十四条 法第七十条第一項又は第七十六条の三第二項の認可を受けようとする者は、様式第十三号の申請書に次に掲げる図書を添えて建築安全センター所長に提出しなければならない。

- 一 建築協定書
- 二 建築協定区域並びに建築協定区域内の地形及び地物を表示する図面
- 三 規則第一条の三第一項の表一に掲げる付近見取図

四 法第七十条第二項の規定により建築協定区域隣接地を定める場合にあつては、建築協定区域隣接地の区域並びに建築協定区域隣接地の区域内の地形及び地物を表示する図面

2 建築安全センター所長は、前項各号に定める図書のほか、認可に関し必要な資料の提出を求めることができる。

追加[昭和四六年規則六七号]、一部改正[昭和五三年規則六九号・平成八年五九号・一一年五七号・一二年一一四号・二一年五七号・二三年三五号]

(建築協定の変更又は廃止認可申請)

第十五条 前条の規定は、法第七十四条第一項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)又は第七十六条第一項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の認可の申請をする場合に準用する。

追加[昭和四六年規則六七号]、一部改正[昭和五三年規則六九号・平成八年五九号・二一年五七号]

(建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる届出)

第十五条の二 法第七十五条の二第一項又は第二項の規定により建築協定に加わろうとする者は、様式第十三号の二の加入届に当該土地の区域を示す図面を添えて建築安全センター所長に提出しなければならない。

追加[平成八年規則五九号]、一部改正[平成二三年規則三五号]

(一人建築協定が効力を有することとなつた旨の届出)

第十五条の三 法第七十六条の三第一項の規定により建築協定を定めた者は、当該建築協定が同条第五項の規定により効力を有する建築協定となつたときは、様式第十三号の三の届出書に当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつたことを証する書面及び当該土地の区域を示す図面を添えて速やかに建築安全センター所長に提出しなければならない。

追加[平成八年規則五九号]、一部改正[平成二三年規則三五号]

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可申請等)

第十五条の四 規則第十条の十六第一項第四号、同条第二項第三号、同条第三項第三号及び第十条の二十一第一項第三号の規定により知事が規則で定めるものは、認定若しくは許可の申請又は認定若しくは許可の取消しの申請に係る土地の登記事項証明書及び公図の写しとする。

2 知事又は建築安全センター所長は、前項に定める図書のほか、認定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消しに関し必要な資料の提出を求めることができる。

全部改正[昭和四六年規則六七号]、一部改正[昭和五三年規則六九号・六三年六号・平成五年五六号・八年五九号・九年一五号・一一年五七号・一二年一一四号・一三年二〇号・一五年六四号・一七年一八一号・二一年五七号]

(建築主等の変更届)

第十六条 建築主事の確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事の完了前に建築主、建築設備の設置者又は工作物の築造主(以下「建築主等」という。)に変更があつたときは、新たに建築主等となつた者は、様式第十五号の名義変更届に確認済証を添えて速やかに建築主事に提出しなければならない。

2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事の完了前に建築主等に変更があつたときは、新たに建築主等となつた者は、様式第十五号の名義変更届に確認済証を添えて速やかに建築安全センター所長(令第一百四十六条第一項第一号に掲げる建築設備若しくは第三条第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備又は令百三十八条第二項各号若しくは同条第三項第四号に掲げる工作物にあつては、知事。次条第四項、第十七条第二項、第十七条の二第一項において同じ。)に提出しなければならない。

全部改正[平成二三年規則三五号]

(工事監理者等の決定届等)

第十六条の二 建築主は、建築主事の確認を受けた建築物の工事監理者又は工事施工者を定めたときは、速やかに様式第十六号の届出書を建築主事に提出しなければならない。

2 建築設備の設置者又は工作物の築造主は、建築主事の確認を受けた建築設備又は工作物の工事施工者を定めたときは、速やかに様式第十六号の二の届出書を建築主事に提出しなければならない。

3 建築主は、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けた建築物の工事監理者又は工事施工者を変更したときは、速やかに様式第十六号の届出書を建築安全センター所長に提出しなければならない。

4 建築設備の設置者又は工作物の築造主は、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けた建築設備又は工作物の工事施工者を変更したときは、速やかに様式第十六号の二の届出書を建築安全センター所長に提出しなければならない。

追加[平成二三年規則三五号]

(工事取りやめ届等)

- 第十七条 建築主等は、建築主事の確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、様式第十七号の工事取りやめ届に確認済証を添えて速やかに建築主事に提出しなければならない。
- 2 建築主等は、指定確認検査機関の確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、様式第十七号の工事取りやめ届に確認済証を添えて速やかに建築安全センター所長に提出しなければならない。
- 3 知事又は建築安全センター所長から建築物又は工作物に係る許可又は認定を受けた者は、当該建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、様式第十七号の工事取りやめ届に許可通知書又は認定通知書を添えて速やかに知事(建築安全センター所長から許可又は認定を受けた者にあつては、建築安全センター所長)に提出しなければならない。
- 4 確認、完了検査、中間検査、道路位置指定、道路位置指定の変更若しくは取消し、許可、認定又は認可の申請(指定確認検査機関に対するものを除く。)を取り下げようとする者は、様式第十八号の申請取下届を建築主事又は建築安全センター所長(知事から許可又は認定を受けようとした者にあつては、知事)に提出しなければならない。
- 全部改正〔平成二三年規則三五号〕、一部改正〔平成二七年規則五三号〕

次へ

前へ

(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告)

第十七条の二 指定確認検査機関は、自らが確認した建築物、建築設備又は工作物の建築主等、工事監理者若しくは工事施工者の変更又は工事の取りやめの届出又は報告を受けたときは、速やかにその旨を建築安全センター所長に報告しなければならない。

2 知事又は建築安全センター所長が前項の規定による報告を受けたときは、第十六条第二項、第十六条の二第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定による届出があつたものとみなす。

追加〔平成二三年規則三五号〕

(国等による計画通知への準用)

第十八条 法第十八条第二項の規定によりする通知については、第六条及び第十六条から第十七条までの規定を準用する。

追加〔昭和六三年規則六号〕、一部改正〔平成一二年規則一〇〇号・二一年五七号・二三年三五号〕

(建築計画概要書等の閲覧請求)

第十九条 法第九十三条の二(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、規則第十一条の四第一項の建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書(第二号において「処分等概要書」という。)又は全体計画概要書(第一号並びに次条第一項及び第二項において「建築計画概要書等」という。)の閲覧をしようとする者は、建築物等(建築物、建築設備又は工作物をいう。次条第二項において同じ。)を特定し、様式第十九号の請求書を次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 建築計画概要書等(次号に掲げるものを除く。) 建築安全センター所長

二 令第百四十六条第一項第一号に掲げる建築設備に係る処分等概要書若しくは第三条第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備に係る定期検査報告概要書若しくは処分等概要書又は令第百三十八条第二項各号に掲げる工作物に係る定期調査報告概要書、定期検査報告概要書若しくは処分等概要書若しくは同条第三項第四号に掲げる工作物に係る築造計画概要書若しくは処分等概要書 知事

追加〔平成一八年規則三二号〕、一部改正〔平成二一年規則五七号・二三年三五号〕

(建築計画概要書等及び道路位置指定図面の写しの交付)

第二十条 知事は、建築計画概要書等及び道路位置指定図面(法第四十二条第一項第五号の規定による指定を受けた道路の位置に係る図面をいう。第三項において同じ。)の写しを交付することができる。

2 建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者は、建築物等を特定し、様式第二十号の申出書を建築安全センター所長(前条第二号に掲げる書類にあつては、知事)に提出しなければならない。

3 道路位置指定図面の写しの交付を受けようとする者は、法第四十二条第一項第五号の規定による指定を受けた道路の位置を特定し、様式第二十一号の申出書を建築安全センター所長に提出しなければならない。

追加〔平成一八年規則三二号〕、一部改正〔平成二一年規則五七号・二三年三五号〕

附 則

1 この規則は、昭和三十六年五月一日から施行する。

2 埼玉県建築基準法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第十一号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則施行の際、旧規則に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の各相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

4 この規則の施行後、最初に行なう法第十二条第一項の規定による報告の時期は、第三条第三項の規定にかかわらず、昭和三十六年十月三十一日とする。

附 則(昭和四十年八月十日規則第六十三号)

1 この規則は、昭和四十年九月一日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の各相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(昭和四十五年八月十八日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十六年九月十日規則第六十七号)

1 この規則は、昭和四十六年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の各相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に建築基準法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号。以下「改正法」という。)附則第十三項の規定による改正前の都市計画法第二章の規定による都市計画において定められている用途地域に関しては、この規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則の規定は、改正法附則第十六項に規定する日までの間は、なおその効力を有する。

附 則(昭和四十八年七月三十一日規則第五十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十八年八月七日規則第五十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十九年五月七日規則第三十九号)

この規則は、昭和四十九年六月一日から施行する。

附 則(昭和五十年三月十一日規則第十三号)

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十年五月二十三日規則第五十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十一年一月三十日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十一年七月二十日規則第五十九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(昭和五十一年十二月三日規則第八十八号)

この規則は、昭和五十二年一月一日から施行する。

附 則(昭和五十三年九月二十六日規則第六十九号)

この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則(昭和五十五年二月二十九日規則第二号)

- 1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前二年以内に法第十二条第一項に規定する定期の報告を行つた者についての改正後の第二条第二項の規定の適用については、当該施行日前二年以内に行つた報告を同項に規定する第一回の報告とみなす。

- 3 施行日前一年以内に法第十二条第二項に規定する定期の報告を行つた者についての改正後の第三条第三項の規定の適用については、当該施行日前一年以内に行つた報告を同項に規定する第一回の報告とみなす。

附 則(昭和五十五年三月二十九日規則第二十五号)

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十六年四月二十四日規則第四十七号)

この規則は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則(昭和六十年三月二十六日規則第八号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年一月十七日規則第四号)

この規則は、昭和六十一年二月一日から施行する。

附 則(昭和六十三年三月二十二日規則第六号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年二月七日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年六月二十五日規則第五十六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第九十九号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る許可等の申請については、改正法附則第四条に規定する期間は、改正後の埼玉県建築基準法施行細則第十条(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十四条の二第一項第二号並びに第五十五条第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第十条の二(法第五十五条第二項に係る部分に限る。))及び第十五条の二(法第八十六条第十項に係る部分に限る。))の規定は適用せず、改正前の埼玉県建築基準法施行細則第十条(法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書及び第八項ただし書並びに

第五十五条第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第十条の二及び第十五条の二(法第八十六条第九項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成六年七月二十二日規則第六十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年八月六日規則第五十九号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の改正規定、附則の次に別表を加える改正規定、様式第二号及び様式第三号の改正規定並びに同様式の次に一様式を加える改正規定は、平成八年十二月一日から施行する。

附 則(平成九年三月二十八日規則第十五号)

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十一年四月三十日規則第五十七号)

- 1 この規則は、平成十一年五月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十二年三月三十一日規則第百号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十二年六月十三日規則第百十四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十三年三月二十七日規則第二十号)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十条第三項の改正規定(「第五十六条の七第五項」を「第五十六条の七第六項」に改める部分に限る。)及び第十一条の二第一項の改正規定(「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改める部分に限る。)は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十三号)の施行の日〔平成一三年五月一八日〕から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十四年二月十二日規則第二号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の二第一項及び第十条の二第一項の改正規定並びに様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十五年三月二十八日規則第六十四号)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十五年八月二十九日規則第百十四号)

- 1 この規則は、平成十五年九月一日から施行する。ただし、第三条第一項第四号の改正規定及び別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定(第三条第一項第四号の給水設備及び排水設備に係る部分に限る。)は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第二条第三項及び第三条第四項の規定にかかわらず、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十二条第一項及び第二項に基づく報告については、平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則(平成十七年十月二十八日規則第百八十一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十八年三月二十八日規則第三十二号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年七月十一日規則第八十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年三月三十日規則第四十九号)

- 1 この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る確認申請書に添付する図書等について適用する。

附 則(平成二十年三月二十八日規則第四十七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第六条の二及び第十条の改正規定並びに様式第十六号及び様式第十六号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十二条第一項の規定による調査又は同条第三項の規定による検査を開始した者であって同日以後に同条第一項又は第三項の規定による報告をするものに係る当該報告は改正後の第二条第三項又は第三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第五十七号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項及び第六条の改正規定、第八条第一項の改正規定(「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。)並びに第十一条、第十四条、第十五条、第十八条及び様式第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年九月二十九日規則第九十六号)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。
- 2 改正後の第十三条の二の規定は、この規則の施行の日以後の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十九条の二第一項の規定による許可の申請に係る建築物について適用する。

附 則(平成二十三年三月三十一日規則第三十五号)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十四年十月十六日規則第六十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日規則第四十号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十七年五月二十九日規則第五十三号)

- 1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十八年五月三十一日規則第六十二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の第二条第一項に規定する建築物に該当するものであって、施行日に建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第十六条第一項に規定する建築物に該当することとなったものに係る改正後の第二条第二項の規定の適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成二十八年埼玉県規則第六十二号)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後最初の報告」と、「とする」とあるのは「とする。この場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期は、施行日において令第十六条第一項に規定する建築物に該当することとならなかったとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とする」とする。
- 3 施行日の前日において改正前の第三条第一項第一号又は第二号に掲げる昇降機のいずれかに該当するものであって、施行日に令第十六条第三項第一号に規定する昇降機に該当することとなったものに係る改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成二十八年埼玉県規則第六十二号)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後最初の報告」と、「とする」とあるのは「とする。この場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期は、施行日において令第十六条第三項第一号に規定する昇降機に該当することとならなかったとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とする」とする。
- 4 小荷物専用昇降機(建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号)の施行の際現に存するもの又は同省令の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第七条第五項若しくは法第七条の二第五項(いずれも法第八十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による検査済証の交付を受けたもの)に限る。次項に

において同じ。)に係る同省令附則第二条第四項の規定により知事が定める時期は、施行日以後最初の報告に係る時期にあつては施行日から起算して一年が満了する日又は法第七条第五項若しくは法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して二年が満了する日のいずれか遅い日から当該日前一月までの間、当該最初の報告後の報告に係る時期にあつては当該最初の報告を行った日の翌日から起算して一年ごとで、当該期間の満了する日から当該日前一月までの間とする。

- 5 前項の規定により施行日から平成三十一年五月三十一日までの間に一回以上報告がなされた小荷物専用昇降機に関する同日の翌日以後の改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成二十八年埼玉県規則第六十二号)の施行の日以後最初の報告」とする。
- 6 防火設備(建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号)の施行の際現に存するもの又は同省令の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項若しくは法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る同省令附則第二条第四項の規定により知事が定める報告の時期は、平成三十年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間とし、当該期間中における報告の回数是一回とする。
- 7 施行日の前日において改正前の第三条第三項第二号に掲げる工作物に該当するものであつて、施行日に令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に該当することとなつたものに係る改正後の第三条第三項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とする。この場合における埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成二十八年埼玉県規則第六十二号)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後最初の報告をすべき時期は、施行日において令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に該当することとならなかつたとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とする」とする。

別表第一(第二条関係)

	(い)	(ろ)	(は)
	用途	規模等	報告の間隔
一	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの	二年
二	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等(入所施設があるものに限る。)、ホテル又は旅館	床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの	二年
三	共同住宅	六階以上の階にあるもの	三年
四	学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び大学を除く。)又は体育館	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの	二年
五	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの	三年
六	物品販売業を営む店舗	床面積の合計が千五百平方メートルを超え、かつ、二階以上の階にあるもの	二年
七	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	地階若しくは三階以上の階にあるもの又は床面積の合計が千五百平方メートルを超え、かつ、二階にあるもの	二年
八	事務所その他これに類するもの	床面積の合計が二千平方メートルを超え、かつ、六階以上の階にあるもの	三年

追加〔平成八年規則五九号〕、一部改正〔平成一二年規則一一四号・一四年二号・一五年一一四号・二〇年四七号・二八年六二号〕

別表第二(第二条関係)

	(い) 用途	(ろ) 報告の間隔
一	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外觀覧場を除く。)、公会堂又は集会場	二年
二	病院、診療所(患者の收容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第二号から第九号までに掲げるもの	二年
三	共同住宅又は寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。)	三年
四	体育館(学校に附属するものを除く。)	二年
五	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属するものを除く。)	三年
六	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が十平方メートル以内のものを除く。)	二年

追加〔平成二八年規則六二号〕

様式第1号(第1条関係)

60センチメートル

建築基準法による命令の公示

建築物の所在地

命令を受けた者の住所及び氏名

この建築物は、建築基準法 埼玉県建築基準法施行条例 に違反しているので、同法 第9条 第1項 第10項 を命じたものである。

年 月 日

埼玉県知事
埼玉県建築監視員

(注意)

- 1 この標識は、建築基準法 第9条 第13項 の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪 で罰せられることがある。

水道 水道
3 電気の供給を保留するよう電気事業者に通知することがある。
ガス ガス

45
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

全部改正〔平成25年規則40号〕

様式第2号(第1条関係)

← 60センチメートル →

建築基準法による命令の公示

建築物の所在地
命令を受けた者
の住所及び氏名

この建築物は、著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると
著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害である

の規定に基づき、 を命じたものである。

年 月 日

埼玉県知事

(注意)

- 1 この標識は、建築基準法第10条第4項において準用する同法第9条第13項の規定に
- 2 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。

↑ 45センチメートル ↓

全部改正〔平成17年規則181号〕、一部改正〔平成25年規則40号〕
様式第3号(第1条関係)

← 60センチメートル →

建築基準法による命令の公示

工作物の所在地
 命令を受けた者
 の住所及び氏名

この工作物は、建築基準法 埼玉県建築基準法施行条例 に違反しているので、同法 建築基準法 第88条第2 第3

定に基づき、 を命じたものである。

年 月 日
 埼玉県知事
 埼玉県建築監視員

(注意)

第1項

1 この標識は、建築基準法 第88条第2 項において準用する同法 第9条第13 項の規定に
第3 項

2 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。

3 電気の供給を保留するよう電気事業者へ通知することがある。
水道 水道
ガス ガス

45センチメートル

全部改正〔平成17年規則181号〕、一部改正〔平成25年規則40号〕
 様式第4号(第1条関係)

60センチメートル

建築基準法による命令の公示

工作物の所在地

命令を受けた者
の住所及び氏名

この工作物は、著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがある
と著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると

において準用する同法第10条^{第2項}_{第3項}の規定に基づき、を命じたものである。

年 月 日

埼玉県知事

(注意)

1 この標識は、建築基準法第88条^{第1項}_{第3項}において準用する同法第10条第4項において
設置したものである。

2 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。

45センチメートル

全部改正〔平成17年規則181号〕、一部改正〔平成25年規則40号〕
様式第5号(第6条関係)

工場に関する調書

※確認済証番号 確認済証交付年月日		地域・地区													
建築主等の 住所及び氏名		電話番号													
建築（築造）場所															
業 種	金 属	機 械	化 学	ガ ス	電 気	窯 業	土 石	紡 績	機 械	木 工	食 品	印 刷	製 本	そ の 他	生産及び 加工品目
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
設 備 の 概 要	機械の種類	機 械 台 数 (台)			原動機の出力 (kW)										
		新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計								
作 業 の 概 要	既 設 部 分														
	申 請 部 分														
		基準時 (年月日)	現 在	工事に伴う 除却部分	申請部分	合 計									
敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²									
建 築 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²									
床 面 積 の 合 計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²									
作業場の床面積の合計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²									
不 適 格 事 項	適合しない原動機の 出力数の合計	kW	kW	kW	kW	kW									
	適合しない機械 の台数の合計	台	台	台	台	台									
	適合しない容器 等の容量の合計														
引 火 性 溶 剤		□用いる □用いない													
備 考															

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
 2 確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部を添付すること。
 3 該当するものの口内に✓印を記入すること。
 4 「基準時」とは、建築基準法施行令第137条又は埼玉県建築基準法施行条例第56条の11第1項第2号の規定による期間の始期をいう。
 5 不適格事項欄には、不適格建築物がある場合は必ず記入し、基準時における建築物の配置図及び各階平面図を添付すること。
 6 引火性溶剤を用いる事業を営む場合は、様式第6号の危険物に関する調書を確認申請書に添付すること。

全部改正〔平成25年規則40号〕

様式第6号(第6条関係)

危険物に関する調書

※確認済証番号 確認済証交付年月日			地域・地区	
建築主等の 住所及び氏名	電話番号			
建築（築造）場所				
建築物等の主要用途			危険物の主要用途	
施設の種別及び構造				
品名	常時貯蔵する数量		製造所又は他の事業を営む 工場において処理する数量	
	現在	申請部分	現在	申請部分
基準時の状況 (基準時年月日) 年 月 日	品名	数量	品名	数量
備考				

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
 2 確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部を添付すること。
 3 「基準時」とは、建築基準法施行令第137条又は埼玉県建築基準法施行条例第58条の11第1項第2号の規定による期間の始期をいう。
 4 基準時の状況欄には、不適格危険物がある場合は必ず記入すること。
 全部改正[平成25年規則40号]

様式第7号(第6条関係)

(表)
浄化槽に関する調書

※確認済証番号 確認済証交付年月日				
建築主の住所及び氏名	電話番号			
建築場所				
主要用途				
建築物の構造規	造 地上 階 地下 階建て 延べ面積 m ²			
建築物の用途別 処理対象人員算 定	建築物の用途	算定床面積	単位当たり算定人員	処理対象人員
				(計 人)
使用予定人員及び算定根拠	人			
便器数	大便器 個	小便器 個	女子専用 個	兼用便器 個
種類	・浄化槽法第13条による認定 () 認定浄化槽 名称 認定番号-.....-.....			
	・昭和55年建設省告示第1292号第 号 ・建築基準法第68条の25による認定 国土交通大臣認定浄化槽 認定番号			
処理能力	日平均汚水量	m ³ /日		
	生物化学的酸素要求量の除去率	%以上		
	放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l以下		
浄化槽工事業者の住所及び氏名知事 (登届.....) 第 号 電話番号			
使用開始予定年 月 日	年 月 日			
その他特記すべき事項				
浄化槽の仕様等				
槽の材質	製	排気管	径	cm 長さ m
汚水管	導入管内径	cm	勾配	1/
	排水管内径	cm	勾配	1/
汚水の排水方法	自然流下			受付欄
	ポンプ	kW	台	
通気孔			cm ²	

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
2 確認申請書の正本に3部、副本に1部添付すること。
3 認定浄化槽については、裏面の記入は省略することができる。

(表)

方 式 容 量 等	処 理 方 法		
	(フローシート)		
	各単位装置の名称	室 数	内 容 又 は 容 量
	備 考		

追加〔昭和56年規則47号〕、一部改正〔昭和61年規則4号・平成8年59号・13年20号・25年40号・27年53号〕

様式第8号(第6条関係)

不適格建築物調書

※確認済証番号 確認済証交付年月日		地域・地区				
建築主の住所及び氏名		電話番号				
建築場所						
工事の概要 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更						
全体計画認定 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 認定工事数 回 今回工事第 回						
	基準時	現在	除却部分	申請部分	合計	
敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
不適格部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
不適格建築物の概要	用途	構造		階数		
	適用を受ける既存不適格建築物に対する制限の緩和の根拠		不適合の条項並びにその部分の位置及び番号			基準時及び理由
	法又は条例の条	施行令の条項	法又は条例の条	位置	番号	
						既存不適格建築物であることの根拠を示す添付書類の種類
備考						

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
 2 工事の完了後においても引き続き建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける部分のみ記入すること。
 3 確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部を添付すること。
 4 該当するものの口内にL印を記入すること。
 5 「基準時」とは、建築基準法施行令第137条又は埼玉県建築基準法施行条例第56条の11第1項第2号の規定による期間の始期をいう。
 6 不適格部分欄には、建築基準法施行令第137条の7、第137条の12第4項又は第137条の16の規定の適用を受ける場合のみ面積を記入すること。
 7 建築物の配置図及び各階平面図に不適合の部分の位置及びその番号を明示すること。
 8 既存不適格建築物であることの根拠を示す添付書類として検査済証、登記事項証明書等の証拠となる書類を添付すること。

全部改正〔平成25年規則40号〕、一部改正〔平成27年規則53号〕

様式第8号の2(第6条関係)

不適格工作物調書

※確認済証番号 確認済証交付年月日					地域・地区		
築造主の住所及び氏名		電話番号					
築造場所							
工事の概要		<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更					
		基準時	現在	除却部分	申請部分	合計	
敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
築造面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
工作物の数							
原動機の出力		kW	kW	kW	kW	kW	
不適格工作物の概要	用途	構造		階数			
	適用を受ける既存不適格工作物に対する制限の緩和の根拠		不適合の条項並びにその部分の位置及び番号			基準時及び理由	既存不適格工作物であることの根拠を示す添付書類の種類
	法の条項	施行令の条項	条項	位置	番号		
備考							

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
 2 工事の完了後においても引き続き建築基準法第3条第2項の規定の適用を受ける部分のみ記入すること。
 3 確認申請書の正本及び副本にそれぞれ1部を添付すること。
 4 該当するものの口内に☑印を記入すること。
 5 「基準時」とは、建築基準法施行令第137条の規定による期間の始期をいう。
 6 工作物の配置図及び各階平面図又は横断面図に不適合の部分の位置及びその番号を明示すること。
 7 既存不適格工作物であることの根拠を示す添付書類として検査済証、登記事項証明書等の証拠となる書類を添付すること。

全部改正〔平成25年規則40号〕
 様式第8号の3(その1)(第6条の5関係)

正

認 定 申 請 書

埼玉県建築基準法施行細則第6条の5第1項第2号（埼玉県建築基準法施行条例第 条 ）の規定により認定を受けたいので申請します。
 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。
 年 月 日

(宛先)
 埼玉県 建築安全センター所長

申請者 住 所
 氏 名

建築主の住所及び氏名	電話番号			
代理人の住所及び氏名	電話番号			
設計者の住所及び氏名	電話番号			
着工及び完了の予定日	着工 年 月 日	完了 年 月 日		
敷地の位置	地名地番			
	用途地域	その他の区域、地域又は地区		
	防火地域			
主要用途			工事種別	
	申請部分	申請以外の分	合計	敷地面積との比
敷地面積	m ²	m ²	m ²	
建築面積	m ²	m ²	m ²	%
延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
構造の概要			建築物の高さ	m
申請理由				
備考			※ 認定番号年月日	
			第 号	年 月 日

(注) ※欄には、記入しないこと。

全部改正〔平成25年規則40号〕

様式第8号の3(その2)(第6条の5関係)

副

認 定 通 知 書

埼玉県建築基準法施行細則第6条の5第1項第2号（埼玉県建築基準法施行条例第 条 ）の規定による認定をしたので、通知します。 認定番号 第 号 年 月 日 埼玉県 建築安全センター所長 印				
建築主の住所及び氏名		電話番号		
代理人の住所及び氏名		電話番号		
設計者の住所及び氏名		電話番号		
着工及び完了の予定日		着工 年 月 日	完了 年 月 日	
敷地の位置	地名地番			
	用途地域		その他の区域、	
	防火地域		地域又は地区	
主要用途		工事種別		
	申請部分	申請以外の分	合計	敷地面積との比
敷地面積	m ²	m ²	m ²	
建築面積	m ²	m ²	m ²	%
延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
構造の概要		建築物の高さ		m
申請理由				
備考				

全部改正〔平成25年規則40号〕

様式第9号(その1)(第7条関係)

正

道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号
 埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第5号の規定による道路の位置の指
 定を受けたいので、埼玉県建築基準法施行細則第7条の規定により申請します。
 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター 所長

申請者 住所
 氏名

㊟

指定を受けよう
 とする者の住所
 及び氏名

電話番号

㊟

代理者の
 住所及び氏名

電話番号

㊟

図面作成者の
 住所及び氏名

電話番号

㊟

道路となる土地
 の地名地番

申請に係る
 道路の概要

幅員	m	延長	m	面積	m ²
----	---	----	---	----	----------------

この申請図書のとおりに道路の位置の指定を受けることを承諾します。

地番	所有者の住所 所及び氏名	承諾 年月日	借地権者の 住所及び氏名	承諾 年月日	建築物又は工作物 の所有者の 住所及び氏名	承諾 年月日
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	

※ 手数料欄

備考

※ 指定番号年月日

第 年 月 日

(注) ※欄には、記入しないこと。
 全部改正〔平成25年規則40号〕

次へ

前へ
様式第9号(その2)(第7条の2関係)

副 道路位置指定通知書

年 月 日付けで申請のあつた道路の位置の指定については、
建築基準法第42条第1項第5号
埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第5号の規定により指定したので、通知します。
指定番号第 号
年 月 日
埼玉県 建築安全センター所長 印

申請者の住所及び氏名	電話番号
指定を受けようとする者の住所及び氏名	電話番号
代理者の住所及び氏名	電話番号
図面作成者の住所及び氏名	電話番号

道路となる土地の地名地番

申請に係る道路の概要	幅員	m	延長	m	面積	m ²
------------	----	---	----	---	----	----------------

この申請図書のとおり道路の位置の指定を受けることを承諾します。

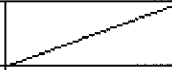
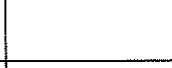
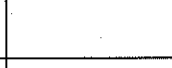

地番	所有者の住所及び氏名	承諾年月日	借地権者の住所及び氏名	承諾年月日	建築物又は工作物の所有者の住所及び氏名	承諾年月日
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	

備考

全部改正〔平成25年規則40号〕
様式第10号(第7条、第8条関係)

道路位置図（指定・変更・取消し）

- 1 申請に係る土地の地名地番
- 2 申請に係る道路の幅員、延長及び面積
幅員 m・延長 m・面積 m²
- 3 利用住宅総面積 m²

縮	付近 見取図	
	地積図	
	構造図	
尺	公図の 写し	

※ 道路の位置の指定・変更・取消台帳			
告示年月日	年 月 日	指 定 (変更・取消) 年 月 日	年 月 日
告示番号	第 号	番 号	第 号

指定（変更・取消し）を受けようとする者の住所及び氏名				
承 者	権 利 別	地 面 目 積	住 所	氏 名
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
備 考				
図面作成者の住所及び氏名				㊟
測量者の住所及び氏名				㊟

正

道路位置指定の変更（取消）申請書

建築基準法第42条第1項第5号
埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第5号の規定による道路の位置の指定の変更（取消し）を受けたいので、埼玉県建築基準法施行細則第8条の規定により申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(宛先)
埼玉県 建築安全センター所長

申請者 住所
氏 名 ㊟

指定を受けた者の住所及び氏名		電話番号	㊟			
代理者の住所及び氏名		電話番号	㊟			
図面作成者の住所及び氏名		電話番号	㊟			
変更（取消し）となる道路の地名地番						
変更（取消し）となる道路の概要	幅員	m	延長			
		m	面積			
			㎡			
指定を受けた年月日番						
この申請図書のとおりに道路の位置の指定の変更（取消し）を承諾します。						
地番	所有者の住所及び氏名	承諾年月日	借地権者の住所及び氏名	承諾年月日	建築物又は工作物の所有者の住所及び氏名	承諾年月日
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
	㊟		㊟		㊟	
※ 手数料欄						
備考				※ 変更（取消）番号・年月日		
				第	号	
			年	月	日	

(注) ※欄には、記入しないこと。
全部改正[平成25年規則40号]
様式第11号(その2)(第8条の2関係)

副

道路位置指定の変更（取消）通知書

年 月 日付けで申請のあつた **建築基準法第42条第1項第5号**
埼玉県建築基準法施行条例第56条の
3第1項第5号の規定による道路の位置の指定の変更（取消し）については、当該
 道路の位置の指定の変更（取消し）をしたので、埼玉県建築基準法施行細則第8条
 の2第3項の規定により通知します。
 変更（取消）番号 第 号
 年 月 日

埼玉県 建築安全センター所長 印

申請者の住所及び氏名	電話番号					
指定を受けた者の住所及び氏名	電話番号					
代理者の住所及び氏名	電話番号					
図面作成者の住所及び氏名	電話番号					
変更（取消し）となる道路の地名地番						
変更（取消し）となる道路の概要	幅員	m	延長	m	面積	m ²
この申請図書のとおり道路の位置の指定の変更（取消し）を承諾します。						
地番	所有者の住所及び氏名	承諾年月日	借地権者の住所及び氏名	承諾年月日	建築物又は工作物の所有者の住所及び氏名	承諾年月日
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
	印		印		印	
備考						

全部改正〔平成25年規則40号〕
 様式第12号（その1）（第10条関係）

正

許 可 申 請 書

埼玉県建築基準法施行条例第56条の 第 項第 号の規定により許可を申請 します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 (宛先) 埼玉県知事 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 ㊦					
建築主の住所及び氏名		電話番号 ㊦			
代理人の住所及び氏名		電話番号			
設計者の住所及び氏名		電話番号			
着工及び完了の予定日		着工 年 月 日	完了 年 月 日		
敷地 の 位置	地名地番				
	用途地域	その他の区域、 地域又は地区			
	防火地域				
主 要 用 途		工 事 種 別			
		申請部分	申請以外の 部 分	合 計	敷地面積との比
敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²	
建 築 面 積		m ²	m ²	m ²	%
延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²	%
構造の概要					
申請理由					
※ 消 防 関 係 同 意 欄				※ 許可番号年月日	
				第 号 年 月 日	

(注) ※欄には、記入しないこと。
 全部改正〔平成25年規則40号〕
 様式第12号(その2)(第10条関係)

副 許 可 通 知 書

埼玉県建築基準法施行条例第56条の 第 項第 号の規定による許可をしたので、通知します。 許可番号 第 号 年 月 日 埼玉県知事 印				
建築主の住所及び氏名		電話番号		
代理人の住所及び氏名		電話番号		
設計者の住所及び氏名		電話番号		
着工及び完了の予定日		着工 年 月 日	完了 年 月 日	
敷地の位置	地名地番			
	用途地域		その他の区域、	
	防火地域		地域又は地区	
主要用途		工事種別		
	申請部分	申請以外の分	合計	敷地面積との比
敷地面積	m ²	m ²	m ²	
建築面積	m ²	m ²	m ²	%
延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
構造の概要				
申請理由				

全部改正〔平成25年規則40号〕
 様式第12号の2(その1)(第10条の2関係)

正 認 定 申 請 書

建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により認定を受けたいので申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 建築安全センター所長 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 申請者 住所 氏 名 ㊦ </div>				
建築主の住所及び氏名	電話番号 ㊦			
代理人の住所及び氏名	電話番号			
設計者の住所及び氏名	電話番号			
着工及び完了の予定日	着工 年 月 日	完了 年 月 日		
敷地の位置	地名地番			
	用途地域	その他の区域、地域又は地区		
	防火地域			
主要用途			工事種別	
	申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積との比
敷地面積	㎡	㎡	㎡	
建築面積	㎡	㎡	㎡	%
延べ面積	㎡	㎡	㎡	%
構造の概要			建築物の高さ	m
申請理由				
備考			※ 認定番号年月日	
			第 年 月 日	

(注) ※欄には、記入しないこと。

全部改正〔平成25年規則40号〕
 様式第12号の2(その2)(第10条の2関係)

副 認 定 通 知 書

建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定をした 埼玉県建築基準法施行条例第 条 ので、通知します。 認定番号 第 号 年 月 日 埼玉県 建築安全センター所長 印				
建築主の住所及び氏名		電話番号		
代理人の住所及び氏名		電話番号		
設計者の住所及び氏名		電話番号		
着工及び完了の予定日		着工 年 月 日	完了 年 月 日	
敷地の位置	地名地番			
	用途地域		その他の区域、	
	防火地域		地域又は地区	
主要用途		工事種別		
	申請部分	申請以外の分	合計	敷地面積との比
敷地面積	m ²	m ²	m ²	
建築面積	m ²	m ²	m ²	%
延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
構造の概要		建築物の高さ		m
申請理由				
備考				

全部改正〔平成25年規則40号〕
 様式第13号(その1)(第14条、第15条関係)

正

建築協定認可（変更認可・廃止認可）申請書

建築基準法第 条第 項の規定による認可を受けたいので申請します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日				
(宛先) 埼玉県 建築安全センター所長		申請者 住 所 氏 名 電話番号		
建築協定の名称				
代表者の住所及び氏名		電話番号		
協定区域の位置	地名地番		面積	m ²
	用途地域		その他の区域、地域又は地区	
	防火地域			
協定区域隣接地位置	地名地番		面積	m ²
	用途地域		その他の区域、地域又は地区	
	防火地域			
協定事項の内容				
備 考				
※ 受 付 欄			※ 処 理 事 項	

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
 2 建築基準法第76条の3第2項の規定による認可申請の場合にあつては、代表者の住所及び氏名欄には建築協定を定めようとする者の住所及び氏名を記入すること。
 全部改正〔平成8年規則59号〕、一部改正〔平成12年規則100号・21年57号・25年40号〕

様式第13号(その2)(第14条、第15条関係)

副

建築協定認可（変更認可・廃止認可）通知書

建築基準法第 条第 項の規定による認可をしたので、通知します。 認可番号 第 号 年 月 日 埼玉県 建築安全センター所長 印			
建築協定の名称			
代表者の住所及び氏名		電話番号	
協定区域の位置	地名地番	面積	m ²
	用途地域	その他の区域、地域又は地区	
	防火地域		
協定区域隣接地位置	地名地番	面積	m ²
	用途地域	その他の区域、地域又は地区	
	防火地域		
協定事項の内容			
備考			

全部改正〔平成8年規則59号〕、一部改正〔平成25年規則40号〕
 様式第13号の2(第15条の2関係)

建 築 協 定 加 入 届

第1項 建築基準法第75条の2の規定により建築協定の加入を届け出ます。 第2項 この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 建築安全センター所長 届出者 住 所 氏 名 電話番号			
建築協定の名称			
建築協定認可番号		第 号	建築協定認可年月日 年 月 日
加入に係る土地等の概要	地名地番		
	敷地面積		
	土地所有者等	権利別	住所及び氏名
			㊦
		㊦	
備考			
※ 受 付 欄		※ 処 理 事 項	

(注) ※欄には、記入しないこと。

追加[平成8年規則59号]、一部改正[平成12年規則100号・21年57号・25年40号]
 様式第13号の3(第15条の3関係)

一人建築協定が効力を有することとなった旨の届出書

建築基準法第76条の3第5項の規定により一人建築協定が効力を有することとなつたことを届け出ます。 この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 建築安全センター所長 届出者 住 所 氏 名 電話番号			
建築協定の名称			
建築協定認可番号	第 号	建築協定認可年月日	年 月 日
効力を有することとなつた年月日	年 月 日		
地名地番	土地の所有者等の住所及び氏名		土地の所有権等の取得年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
※ 受 付 欄		※ 処 理 事 項	

(注) ※欄には、記入しないこと。

追加[平成8年規則59号]、一部改正[平成12年規則100号・21年57号・25年40号]
 様式第14号及び様式第14号の2 削除
 [平成13年規則20号]
 様式第15号(第16条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">名 義 変 更 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(宛先)</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">埼玉県知事</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">埼玉県 建築安全センター所長</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">建築主事</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次のとおり建築主（設置者・築造主）に変更があつたので、埼玉県建築基準法施行細則第16条第1項第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">新建築主（設置者、築造主）住 所 氏 名 ㊟ 電話番号</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">旧建築主（設置者、築造主）住 所 氏 名 ㊟</p>	
確認済証番号	
確認済証交付年月日	
建築（設置・築造）場所	
主 要 用 途	
工 事 種 別	
理由（なるべく詳細に）	
※ 受 付 欄	※ 処 理 事 項

(注) 1 ※欄には、記入しないこと。

2 この届出書は、2部提出すること。

3 1部には、確認済証、許可通知書又は認定通知書を添付すること。

一部改正〔昭和40年規則63号・46年67号・48年50号・50年50号・53年69号・55年25号・平成8年59号・11年57号・12年100号・15年64号・21年57号・23年35号・25年40号〕

様式第16号(第16条の2関係)

工事監理者
工事施工者の決定（変更）届出書

年 月 日	
(宛先) 埼玉県 建築安全センター所長 建築主事	
建築主 住所 氏名	
さきに確認を受けた次の建築物の工事監理者（工事施工者）を次のとおり決定（変更）したので、埼玉県建築基準法施行細則第16条の2 第1項 第3項の規定により、届け出ます。	
工事監理者 (代表となる工事監理者) 資格 氏名 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号 工事と照合する設計図書 (その他の工事監理者) 資格 氏名 建築士事務所名 郵便番号 所在地 電話番号 工事と照合する設計図書	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 () 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
工事施工者 氏名 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号	建設業の許可 () 第 号
確認済証番号	確認済証 交付年月日
建築場所	
主要用途	
工事種別	
構造規模	
備考	

(注) 1 工事監理者欄は、代表となる工事監理者及び届出に係る建築物に係る全ての工事監理者について記入すること。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付すること。変更の場合には、変更後の全ての監理者について記入すること。

2 工事監理者の届出に際しては、当該工事監理者の建築士免許証の写しを添付すること。

全部改正〔平成20年規則47号〕、一部改正〔平成21年規則57号・23年35号・25年40号〕

様式第16号の2(第16条の2関係)

工事施工者の決定（変更）届出書

年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事 埼玉県 建築安全センター所長 建築主事 設置者（築造主）住所 氏名 ㊟ さきに確認を受けた次の建築設備（工作物）の工事施工者を次のとおり決定（変更）したの で、埼玉県建築基準法施行細則第16条の2 ^{第2項} _{第4項} の規定により、届け出ます。	
工事施工者 氏 名 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号	建設業の許可（ ）第 号
確認済証番号	
確認済証 交付年月日	
設置場所又は築造場所	
建築設備の概要又は 工作物の用途	
工 事 種 別	新築、増築、改築、その他（ ）
構 造 規 模	
備 考	

全部改正〔平成23年規則35号〕、一部改正〔平成25年規則40号〕
 様式第17号(第17条関係)

工事取りやめ届 (一部) / (全部)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事 埼玉県 建築安全センター所長 建築主事	
建築主 (設置者・築造主) 住 所 氏 名 ㊦ 電話番号	
さきに確認 (許可・認定) を受けた次の建築物 (建築設備・工作物) は、建築 第1項 (設置・築造) を取りやめたので、埼玉県建築基準法施行細則第17条第2項の 第3項 規定により届け出ます。	
工事取りやめ年月日	
確認済証交付 (許可・認定) 年月日	
確認済証交付 (許可・認定) 番 号	
建築 (設置・築造) 場 所	
工 事 種 別	
主 要 用 途	
構 造 規 模	
理 由	
※ 受 付 欄	※ 処 理 事 項

(注) 1 ※欄には、記入しないこと。

2 この届出書は、2部提出すること。

3 1部には、確認済証、許可通知書又は認定通知書を添付すること。

一部改正 [昭和40年規則63号・46年67号・48年50号・50年50号・53年69号・55年25号・平成11年57号・12年100号・15年64号・21年57号・23年35号・25年40号]

様式第18号 (第17条関係)

正

申 請 取 下 届

さきに提出した 申請を取り下げたいので埼玉県建築基準法施行細則第17条第4項の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県 建築安全センター所長

建築主事

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

建築主(設置者・築造主)の住所及び氏名	電話番号 ㊟
申請年月日	
建築(設置・築造)場所	
工事種別	
主要用途	
構造規模	
理由	
※ 受 付 欄	※ 処 理 事 項

(注) ※欄には、記入しないこと。

全部改正[昭和46年規則67号]、一部改正[昭和48年規則50号・50年50号・53年69号・55年25号・平成8年59号・12年100号・15年64号・21年57号・23年35号・25年40号]

様式第19号(第19条関係)

建築計画概要書等閲覧請求書

建築基準法第93条の2（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築計画概要書等の閲覧を請求します。 年 月 日 （宛先） 埼玉県知事 埼玉県 建築安全センター所長 請求者 住 所 氏 名 電話番号				
閲覧目的				
建築計画概要書等の種類		<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書 <input type="checkbox"/> 処分等の概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書		
建築主（築造主・所有者）の住所及び氏名				
敷地の位置・所在地				
建築物	主要用途		工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	規模	延べ面積 m ² 地上 階 地下 階	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工作物	用途		工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	高さ		築造面積	
建築設備	種別	<input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> 小荷物専用昇降機 <input type="checkbox"/> 遊戯施設		
	仕様			
確認済証交付年月日		年 月 日		
確認済証番号		第 号		
備考				

- (注) 1 該当するものの□内に☑印を記入すること。
 2 建築設備に係る定期検査報告概要書の閲覧を請求する場合は、備考欄にその旨を記入すること。

追加[平成18年規則32号]、一部改正[平成21年規則57号・23年35号・25年40号]
 様式第20号(第20条関係)

建築計画概要書等の写し交付申出書

埼玉県建築基準法施行細則第20条第1項の規定により、建築計画概要書等の写しの交付を受けたいので申し出ます。				年	月	日
(宛先)						
埼玉県知事						
埼玉県 建築安全センター所長						
申出者				住所		
				氏名		
				電話番号		
使用目的						
建築主(築造主・所有者)の住所及び氏名						
敷地の位置・所在地						
建築物	主要用途			工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他()	
	規模	延べ面積	㎡	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()	
		地上	階			
		地下	階			
工作物	用途			工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他()	
	高さ			築造面積		
建築設備	種別	<input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> 小荷物専用昇降機 <input type="checkbox"/> 遊戯施設				
	仕様					
確認済証交付年月日				年	月	日
確認済証番号				第	号	
建築計画概要書等の申出通数		建築計画概要書		通		
		築造計画概要書		通		
		定期調査報告概要書		通		
		定期検査報告概要書		通		
		処分等の概要書		通		
		全体計画概要書		通		
※手数料欄						
備考						

- (注) 1 ※欄には、記入しないこと。
 2 該当するものの□内にレ印を記入すること。
 3 建築設備に係る定期検査報告概要書の写しの交付を申し出る場合は、備考欄にその旨を記入すること。

追加[平成18年規則32号]、一部改正[平成21年規則57号・23年35号・25年40号]
 様式第21号(第20条関係)

道路位置指定図面の写し交付申出書

埼玉県建築基準法施行細則第20条第1項の規定により、道路位置指定図面の写しの交付を受けたいので申し出ます。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 建築安全センター所長 申出者 住 所 氏 名 電話番号	
使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 建築計画 <input type="checkbox"/> 登記(地目変更) <input type="checkbox"/> 土地・建物の売買 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 開発計画 <input type="checkbox"/> 測量・現地調査
道路の地名地番	
指定(変更)年月日	年 月 日
指定(変更)番号	第 号
申 出 通 数	通
※ 手 数 料 欄	
備 考	

(注) 1 ※欄には、記入しないこと。

2 該当するものの□内に☑印を記入すること。

追加〔平成18年規則32号〕、一部改正〔平成21年規則57号・25年40号〕

先頭